

令和5年度

# 予算要望書

東京都特別支援学校PTA連合会

事務局 東京都立鹿本学園

〒133-0044 東京都江戸川区本一色2-24-11

電話:03-3653-7355

ファクシミリ:03-3652-3007

## 目次

---

ごあいさつ

各障害種別重点要望項目

全障害種別共通の要望（部局別）

教育庁

福祉保健局

病院経営本部

産業労働局

建設局

総務局

各障害種別の要望

盲学校

ろう学校

肢体不自由特別支援学校

知的障害特別支援学校

病弱特別支援学校

東京都知事  
小池百合子様

東京都におかれましては、日頃より本連合会の活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、都内特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）に在籍する幼児・児童・生徒に対し、日々、多大なる御尽力をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

特別支援学校に在籍する幼児・児童・生徒の一人一人の状況に応じた「多様なニーズに応える教育」を実現するために、健康や安全面に配慮された適切な「教育環境」を整えることは必要不可欠と考えます。そのためにも全ての特別支援学校において、「インクルーシブな教育」「医療的ケア児への支援の充実」「デジタルを活用した教育」が確実に推進されることを期待しております。今後も障害のある子供たちの学びの場が抱える課題を共有し、新たな日常、society5.0 社会における「共生社会」の実現に向け、各機関との連携をより一層深めていきたいと考えております。

東京都教育庁をはじめとする関係各局の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底していくことなど様々な社会情勢への御対応について、多忙を極める状況が続いていますこと、拝察しております。

今年度も、子供たちと保護者の願いを込めまして、令和5年度予算要望書を提出させていただきます。具体的な御検討と御支援の程、賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

令和4年7月吉日

東京都特別支援学校PTA連合会  
会長 伊藤紀子

# 障害種別重点要望

## 【盲学校】

### 1. 寄宿舎の全面改築・改修について

葛飾盲学校の寄宿舎は平成元年（1989年）の開舎から、来年度には35年目を迎えます。現在、施設の老朽化が著しく、都度改修を要望し予算化していただきましたが、施設・設備面での不備は根本的な改善が必要な状況です。水はけの悪い中庭、基幹部のシロアリによる食害や腐食、使用できない太陽光温水器など、寄宿舎生の生活への重大な支障が懸念されております。児童・生徒が今後も安全安心に生活できる様に寄宿舎の全面改築・改修をお願いします。（葛飾盲）

### 2. だれでもトイレの設置について

久我山青光学園には視覚障害だけでなく多様な障害を抱える幼児・児童・生徒と車イス利用者も在籍しています。車イス利用等を含むすべての人が安全で快適に使用できる「だれでもトイレ」の設置をお願いします。昨今問題となっているジェンダーレスもふまえて障害差別・性差別解消を身近なものとし、来校者も含め個々の状況に合わせた利用が出来ることを望みます。現状のトイレを大規模に改修し、必要な設備の設置を強く要望します。（久我山青光）

### 3. 就学奨励費、ICT機器購入費・ICT機器購入費（新入生用端末）について

視覚に障害がある生徒が使用する端末や音声読み上げソフト、入出力支援装置等は、かなり高額になります。生徒の特性に応じた適切な端末で学習ができますよう、令和5年度以降も継続してICT機器購入・新入生用端末購入の支援をお願いします。（文京盲）

### 4. 校舎の全面改築について

八王子盲学校の全面改築にむけ、着手していただきありがとうございます。仮校舎に移行した後も、視覚障害のある幼児・児童・生徒・教職員が、今までと同じような学習・行事に参加できるよう、環境の構築・整備・維持をよろしくお願いします。（八王子盲）

令和4年度要望に対する東京都の回答

1. 令和5年度新たな要望
2. 令和5年度新たな要望
3. 令和5年度新たな要望
4. 令和5年度修正した要望

施設・設備の改修については、毎年、各学校とヒアリングを実施し、全ての学校の現地調査を行ったうえで、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。また、緊急を要する修繕等については、学校と学校経営支援センターとで連携を図り、迅速に対応しています。八王子盲学校についても、こうした考えの下、改築までの間、児童・生徒の安全・安心の確保を最優先に、施設・設備の適切な維持管理に努めてまいります。

<令和4年度予算措置額> 特別支援学校の老朽校舎改築 1,241,446千円 特別支援学校の造改修 1,156,723千円

<所管部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

## 【ろう学校】

### 教育庁への要望

#### 1. 常駐の手話通訳者・支援員の配置

6月15日に東京都でも手話言語条例が成立しました。聴覚障害者への手話での情報保障や支援をさらに深めるため、ろう学校への手話通訳者・支援員の配置をお願いします。

- ① ろう学校には聴覚に障害のある保護者が多く在籍しています。また、聴覚に障害のある教職員も数多く活躍しています。ろう学校の中で、経営企画室窓口での対応、聴覚に障害のある教員と保護者との面談の場面など、必要な時に、いつでも手話通訳の支援を受けることができる環境を整備していただきたい。
- ② ある県立ろう学校では、手話通訳の資格を持つ県職員が常駐して情報保障をしています。東京都にあっては、ICT支援員のように都が契約した業者に手話通訳者派遣をしてもらいたい。手話の使用は、同じ障害を持つ者であっても考え方に差異があるデリケートな課題です。派遣元の採択にあたっては慎重に選ぶ必要があります。また、手話支援員を配置する場合は、他の講師・支援員等が減らされることのないよう、定数外で配置してください。
- ③ 令和4年度より、高等部の設置されている都立ろう学校では、手話でのコミュニケーションが堪能なスクールカウンセラーが配置され、効果をあげています。子供たちの発達に合わせた手話による支援を適切に行えるよう、高等部以外の全てのろう学校に手話に堪能なカウンセラー・ソーシャルスクールワーカー等の配置をお願いいたします。また、手話通訳資格を持つ方の配置により、教員への手話研修の充実や、保護者向け手話講座の環境整備も望めるのではないかと考えます。

### 教育庁と福祉保健局への要望

#### 2. 共働き世帯家庭等の増加に伴う児童発達支援事業所の設立等の支援充実

- ① 共働きや一人親家庭、出産等、様々な理由で子供の送迎や放課後の養育が困難な家庭が増えています。ろう学校では幼稚部・小学部に保育機能や学童保育などがありません。保護者の就労を理由として、ろう学校への進学をあきらめる家庭も少なくありません。また、通学区域が全都と広く、地域の学童保育等の活用も難しい状況です。
- ② 手話を必要とする学齢期の子どもたちの健やかな発達のためには、同じ言語で通じ合えるコミュニケーション環境が不可欠であり、学校にいる時間に加えて、放課後や長期休みに安心して生活できる環境も必要です。
- ③ 保護者が聴覚障害児の子育てと就労を両立させるためにも、難聴児に特化した児童発達支援事業所の設立や子供たちの送迎支援の充実をお願いいたします。

令和4年度要望に対する東京都の回答

##### 1-③ 令和5年度修正した要望

都教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。また、都教育委員会では、ユースソーシャルワーカーを採用し、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。特別支援学校から要請があった場合にも要請に応じて、きめ細かく支援していきます。

<令和4年度予算措置額>都立学校における不登校・中途退学対策 471,885千円

<所管部課名>教育庁人事部人事計画課・指導部指導企画課・地域教育支援部生涯学習課

##### 2. 令和5年度新たな要望

# 障害種別重点要望

## 【肢体不自由特別支援学校】

### 1. 教育庁 個に応じた教育内容・指導の充実

子供たちの障害は多様化しており、障害の特性も様々です。学校の設備環境を整備してください。また、グループ指導の中での個別指導計画の手立てをいかし、より良い授業が行えるよう事例を共有できる仕組みづくりをお願いします。そして、教材をもっと柔軟に選択できるような仕組みを作っていたら、有効的に児童・生徒の資質や能力の伸長を図ってください。

### 2. 教育庁 医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育の充実

「保護者代理人制度」を利用する際、訪問看護師による「在宅レスパイト事業制度」の制度利用についての情報共有、連絡調整をお願いします。また、医療的ケア専用通学車両に同乗する代理人として3号研修を取得したヘルパーの「通学支援」を移動支援サービス支給対象範囲となるよう、東京都の特例措置として対応してください。また、校内の付き添いについて短縮化事業がモデル事業として始まりましたが、医療的ケア実施項目を増やし、保護者の付き添いをなくすよう措置をお願いします。福祉タクシー利用時に係る費用を就学奨励費の請求対象については、昨年度の個別の通学状況を考慮していただき、希望する家庭全てを支給対象としてください。

### 3. 教育庁 教員の負担軽減

子供たち一人ひとりと向き合う時間を確保するために、教職員の人数を増やしてください。教職員の数が足りず、安全面で不安を感じます。また、公立小中学校に配置されている「スクール・サポート・スタッフ」を特別支援学校にも配置願います。

### 4. 福祉保健局 短期入所施設の増設並びに多様な障害児の受け入れ態勢の拡充

必要としている人数に対して、圧倒的に数が不足しているため、施設・病床数増の速度を上げ、緊急時、確実に利用できる体制を整え、常時見守りの必要な子供のために都独自支援をお願いします。あわせて看護師や専門職員の適切な人員配置を促進してください。

### 5. 福祉保健局 卒業後の進路

卒業後の進路先不足の早急な解消とともに、施設の新設と体制整備をしてください。地域によっては医療的ケアがあると極端に進路先が少なくなり保護者付き添いが条件となることもあります。東京都の責務として地域間格差が無くなるよう区市町村へ働きかけてください。また、生活介護施設での生涯学習プログラムの実施とその内容充実のための人員配置をお願いします。医療的ケア者、重症心身障害者が住み慣れた地域で親しき後も安心して生活していけるよう、受け入れ可能なグループホームの新設・増設をお願いします。就労能力のある肢体不自由者は、介助者の職場同行や通勤時のヘルパー利用、テレワーク時間内の居宅介護の利用が不可欠です。重度障害者等就労支援特別事業の実施を東京都から区市町村及び企業へ積極的に働きかけてください。

### 6. 都市整備局 都道のバリアフリー化

誰もが安心・安全に利用できる歩行空間を確保するため「歩車道段差の解消（ユニバーサルブロック）」「勾配の改善」「傾斜路の設置」「視覚障害者誘導用ブロックの設置」について、主に駅周辺、生活関連施設を結ぶ道路、避難道路の整備をお願いします。

### 7. 病院経営本部 成人医療への移行支援の拡充

「東京都移行期医療支援センター」の設置がありますが、脳性麻痺などの新生児疾患では約半数の患者が移行できていない実態があります。移行できないケースに対して、個別の対応をお願いします。

### 8. 産業労働局 強みをいかす視点とノーマライゼーションに基づく働き方の推進

障害者の「働きたい」「役に立ちたい」が実現できる社会参加の機会の創出を進めてください。

- (1) 車いす、福祉用具や補装具、福祉機器の利用者は、特に旅行や建設、交通、道路の整備等において、その知識はもとより、実体験に基づく実用的なバリアフリー化の提案をすることができます。本人の強みをいかせる労働機会の支援をお願いします。
- (2) 障害者における短時間就労等に向けた障害者の就業推進と、可能性拡大への雇用環境の整備を進めてください。

#### 令和4年度要望に対する東京都の回答

1. 令和5年度修正した要望/都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、令和3年3月に作成した「特別支援学校の教育内容・方法の充実に」では、複数の障害を併せ有する児童・生徒や障害が重い児童・生徒の指導内容・方法の改善・充実に向けた研究成果をまとめ、都立特別支援学校に周知し、児童・生徒の実態に応じた指導の充実を図るよう指導・助言を行っています。今後も引き続き取り組んでまいります。

<所管部課名> 教育庁指導部特別支援教育指導課

2. 令和5年度修正した要望/障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指す、一人一人の能力を最大限に伸ばすためには、医療的ケアの有無にかかわらず学校で学ぶ機会を整えることが重要です。そのため、平成30年度から医療的ケアのある児童・生徒のための専用通学車両を運行しており、医療的ケアが必要な児童・生徒が専用通学車両への乗車が可能と判断された場合には、順次増車しているところで、専用車両の運行にあたっては、安全かつ適切に医療的ケアを実施できるように、専用通学車両の乗車に特化した非常勤看護師職を配置し、校内で勤務する非常勤看護師を兼務させるとともに、訪問看護師の乗車に係る委託も行っていきます。令和4年度からは、専用通学車両に乗車する非常勤看護師の報酬単価の引上げや、専用通学車両への乗車等の様々な業務を担当する総合非常勤看護師の配置、校内でたんの吸引や経管栄養を実施する医療的ケア専門員の配置を行うことにより、専用通学車両に乗車する看護師を更に確保するとともに、既に在職している看護師に対し専用通学車両への乗車を一層促していきます。なお、障害の状況等により専用通学車両への乗車が困難かつ自家用車による通学もできない児童・生徒が、通学手段として福祉タクシー等を利用する場合は、福祉タクシー等に係る交通費を就学奨励費により支援します。校外学習等での医療的ケア実施等により非常勤看護師が不在となる場合については、平成30年度から、非常勤看護師の役割の一部を代替できる主任非常勤看護師を、肢体不自由特別支援学校に1人配置し、医療的ケア実施体制の強化を図りました。非常勤看護師の確保については、各学校での募集活動に加えて、都教育委員会による広報活動を強化し、任用数が確実に増加しております。今後も、各学校において必要な非常勤看護師を安定的に確保できるよう、非常勤看護師募集についての積極的な広報活動を行うとともに、関係部局等との連携を図ってまいります。

<令和4年度予算措置額> 1,656,410千円 <所管部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

3. 令和4年度と同じ要望/教職員数については、国の基準に基づく都の配置基準により算定しています。都は国に対して、養護教諭等の教職員について、児童・生徒数等に応じた定数改善を行うよう提案要求をしています。また、負担の大きい教務を担う教員の負担軽減のため、令和元年度から、特別支援学校の学部主任に対し授業時数の軽減を実施しています。都教育委員会では、教員の負担を軽減するため、平成30年度から小・中学校でスクール・サポート・スタッフ配置支援事業を実施しています。特別支援学校については、教員の時間外労働の状況を注視し、働き方改革を推進してまいります。<所管部課名> 教育庁人事課 教育庁人事課 教育庁人事課 教育庁人事課

4. 令和4年度と同じ要望/都は、重症心身障害児（児）が、必要とするサービスを利用しながら地域で安心して暮らせるよう、短期入所などの地域のサービス基盤の充実を図っており、重症心身障害児の方が対象となる医療型短期入所については、令和3年6月現在、16施設、1433名を確保しています。また、令和3年度より、東京都医療的ケア児支援地域協議会を設置し、医療的ケアが必要な方への支援を検討していくこととしており、こうした場において、今後の医療型短期入所のあり方等については、医療、保健、福祉等の分野の専門家である委員の皆様から様々な御意見を頂戴し、医療型短期入所の実態把握に努めるとともに、国に対しても必要な支援の充実を求めています。

<令和4年度予算措置額> ○障害者（児）ショートステイ事業 115,475千円 <所管部課名> 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

5. 令和5年度修正した要望/入所施設の新設に関して、第六期障害福祉計画における国の基本指針では、施設入所者の地域移行と併せて、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することを基本としています。一方、都においては入所待機者が一定数で推移していること等の実情を踏まえ、地域生活への移行や在宅障害者の地域生活を積極的に支援する機能を強化した上で、都内の未設置地域において「地域生活支援型入所施設」の整備を進めるとともに、区市町村と連携し、入所待機者等の実態の把握に努め、平成17年10月1日現在の入所施設定員（7,344人）を超えないとする計画目標を継続して、達成に向けて取り組んでいます。その際、新たな施設入所者については、施設入所が真に必要な障害者に限るまでで、初診から退院後の地域療養生活まで一貫して支援を行ってまいります。特に身近な自治体であり、地域の実情を把握している区市町村と連携を図りながら、整備を進めていきます。また、都としても、障害福祉人材の確保や良質なサービス提供に向けた取組の重要性を認識しています。そのため、都は「現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業」など、障害福祉人材の確保・育成・定着を図るための事業を実施するとともに、国に対し、基本的な報酬の改善を行うことなどについて提案要求をおこなっています。引き続き、障害福祉人材の確保・育成・定着に向けて取り組んでまいります。<令和4年度予算措置額> ○障害者（児）施設整備費補助事業（障害者入所施設）（3か年） 451,997千円 ○現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業 24,528千円 <所管部課名> 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課、障害者施策推進部施設サービス支援課

6. 令和5年度新しい要望

7. 令和5年度修正した要望

・東京都では、小児期医療機関と成人期医療機関の連携促進や患者さんの自立支援の推進など、移行期医療支援に取り組み、令和3年2月に小児総合医療センター内に「東京都移行期医療支援センター」を開設し、医療機関からの相談受付等を開始しました。令和3年8月からは患者相談受付を開始するとともに、医療従事者等対象とした研修や症例検討会を行うなど、医療機関における支援体制の整備を進めるための取組を行っております。小児診療科と成人診療科間の連携支援、研修の実施などを通じて、移行期医療支援の充実に努めてまいります。<令和4年度予算措置額> ○移行期医療支援体制整備事業 6,145千円 <所管部課名> 福祉保健局青少年社会対策部家庭支援課

・都立病院は、各診療科が連携してさまざまな合併症や症状等に対応した治療を行うための診療支援機能、いわゆる総合診療支援センターを活用して医療を提供しています。その中で、各都立病院に患者支援センターを設置し、患者や家族が抱える様々な悩みをフロントで対応することで、初診から退院後の地域療養生活まで一貫して支援を行ってまいります。特に同じキャンパスにある小児総合医療センター、多摩総合医療センター、神経病院では、移行支援委員会を隔月で開催し、病院間の情報共有や連携の強化策等について検討を行いながら、3病院が連携して総合的に診療ができるよう取り組んでいます。また、小児総合医療センターでは、重症心身障害児・者が入院される際は、音や刺激に敏感な症状をお持ちの患者さんは個室に入院していただくなど、個人の患者さんの症状に応じて適切な病室に入院して頂くといった工夫をしております。なお、東京都では、小児期医療機関と成人期医療機関の連携促進や患者さんの自立支援の推進など、移行期医療支援に取り組み、令和3年2月に小児総合医療センター内に「東京都移行期医療支援センター」を開設し、医療機関からの相談受付等を開始しました。令和3年8月からは患者相談受付を開始するとともに、医療従事者等を対象とした研修や症例検討会を行うなど、医療機関における支援体制の整備を進めるための取組を行ってまいります。小児診療科と成人診療科間の連携支援、研修の実施などを通じて、移行期医療支援の充実に努めてまいります。今後も、関係機関と協力をし、良質な医療サービスを提供するとともに、難病児や重症心身障害児が地域で安心して暮らせるよう努めてまいります。

<令和4年度予算措置額> ○病院経営本部 移行期医療支援体制整備事業 1,117千円（都予算としての3ヵ月分） <所管部課名> 福祉保健局 移行期医療支援体制整備事業 6,145千円

<所管部課名> 病院経営本部経営企画部総務課、福祉保健局青少年社会対策部家庭支援課

8. 令和5年度新しい要望

## 【知的障害特別支援学校】

### 1. 児童・生徒の実態に応じた重度・重複学級の増設

児童・生徒の実態に応じた学級編制ができるよう国の基準緩和への更なる働きかけをお願いするとともに、障害の程度や状況に合った重度・重複学級の増設のための東京都独自の対策を早急をお願いいたします。

### 2. 教育施設の老朽化に伴う学習環境の整備

施設・設備の老朽化に伴う破損や不具合といった各学校からの要望に対し、防災・健康・安全面に配慮した教育環境実現のための学校施設の基準の策定と整備をお願いいたします。

### 3. 児童・生徒の実態に合わせた教職員の配置

卒業後も児童・生徒の教育を担う教員の専門性の更なる向上のため、早急に現在の教職員定数配置の基準を見直していただきますようお願いいたします。

### 4. 安全・安心を守るスクールバス運行と乗車基準の緩和

児童・生徒が安心して乗車できるよう、乗務員への研修・指導の徹底をお願いします。また、バス会社を選定する際に、乗務員の雇用環境や資質についても条件に含めるよう検討してください。子供たちの安全を守る観点から、高等部でも希望する家庭が乗車できるよう、引き続きスクールバス利用への配慮をお願いいたします。

### 5. 緊急一時保護・短期入所の拡充

保護者や家族による日常の支援が緊急にできなくなった時のために、また自宅以外の環境で他者から支援を受け生活するという自立訓練のためにも、緊急一時保護や短期入所のできる施設の増設と、事業のさらなる充実をお願いいたします。

### 6. 卒業後の通所福祉サービスの増設

知的障害特別支援学校の卒業生が、一人一人希望した場で日中を過ごしたり働いたりできる通所サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等）の拡充や、施設の更なる増設をお願いいたします。

### 7. 卒業後の余暇活動の充実

卒業後も障害の程度に関わらず、充実した余暇を過ごせるよう、余暇活動支援事業の継続、事業所の終了時間の延長、更に放課後等デイサービスに類した卒業後の事業支援について区市町村への働きかけをお願いします。

### 8. グループホームの増設

障害の程度や特性にかかわらず、住み慣れた地域で暮らし続けるために、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」による補助の継続・拡充と、都有地・都営住宅の積極的な活用をお願いします。また、入所者を支援する人材の確保・育成の支援も継続してください。

### 9. 知的障害者雇用の促進と拡大

様々な分野で知的障害者の雇用の機会が広がるよう、企業への指導と理解啓発、雇用促進への働きかけ、雇用機会の創出、定着支援の強化など、更なる支援をお願いいたします。

令和4年度要望に対する東京都の回答

#### 1. 令和4年度と同じ要望

重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法の定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に籍していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望していきます。<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

#### 2. 令和4年度と同じ要望

特別支援学校の施設整備として災害対策、衛生面など様々な視点から必要な事項の標準を示した「特別支援学校施設整備標準」を策定し、特別支援学校の新築、改築、増築工事において適用をしています。既存の施設・設備の改修については、毎年、各学校とヒアリングを実施し、全ての学校の現地調査を行った上で、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。また、緊急を要する修繕等については、学校と学校経営支援センターと連携を図り、迅速に対応しています。なお、施設・設備について、専門業者への委託により、消防設備・空調機・昇降機・受変電設備等の各種設備について定期的に点検を行うとともに、建物全体について建築基準法第12条で定める特殊建築物定期調査を3年に1回実施するなど、衛生面を含めて子どもたちの安全確保のための各種点検を行っており、点検において指摘された箇所等については、迅速に対応しています。今後とも、施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、児童・生徒の安全・安心の確保を最優先に、施設・設備の改修等に努めていきます。<令和4年度予算措置額>特別支援学校の造改修1,156,723千円 <所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

#### 3. 令和4年度と同じ要望

特別支援学校の教職員については、いわゆる標準法に基づく都の教職員定数配当基準により適切に配置しています。教職員定数については、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持の観点から、国の責任が大きいと考えており、都は国に対して、特別支援学校の教職員定数を増員するよう要望しています。なお、都立知的障害特別支援学校では、自立活動等の指導を充実し、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、言語聴覚士や作業療法士等の外部専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。<所管部課名>教育庁人事課

#### 4. 令和4年度と同じ要望

スクールバスの契約は、東京都の契約に関する規定に基づき、原則3年としています。また、乗務員への研修については、例年、3月末に、次年度にスクールバスを運行する各バス会社の担当者及び各バスコースの乗務員・運転手（以下「乗務員等」という。）を対象とした研修を都教育委員会主催で実施し、バス乗務員等の障害理解、対応に関する研修指導を行っているところです。今年度は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止のため、実施は見送りましたが、その代替として、乗務員等に障害等の理解を深めるための研修資料をバス事業者に配布し、研修の実施を依頼しているところです。なお、知的障害特別支援学校の高等部においては、一人通学を原則としています。重度・重複学級の生徒等一人通学が困難な生徒については、校長と東京都教育委員会の協議の上、スクールバス乗車を認めることとしています。今後も、一人通学の教育的効果を重視しながら、生徒一人一人の家庭の状況を把握しつつ、保護者の声を聞き、通学方法を適切に判断してまいります。<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

#### 5. 令和4年度と同じ要望

都内の短期入所の定員は、令和2年度末で1,254名となっており、平成30年度から令和2年度までの3年間で204名の増となっています。短期入所のサービス量、利用者数を増加させるためには、短期入所の定員を増やすことが重要です。そのため、都では、令和3年度から令和5年度までを対象年度とする、新たな「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、3年間で160名の定員増を目標としています。目標の達成に向けて、国の報酬に上乗せした運営費の補助や、短期入所を新設または増設した場合の家賃借上げ費等を助成する短期入所設備整備補助事業を行っています。整備費については、通常の補助に加えて、整備費の設置者負担を軽減する特別助成を行っています。

<令和4年度予算措置額>○障害者通所施設等整備費補助（3か年） 1,017,200千円 ○障害者（児）施設整備費補助事業（障害者通所施設3か年） 322,386千円 ○民間社会福祉施設サービス推進費補助（障害者支援施設）12,835,134千円

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課、障害者施策推進部地域生活支援課

#### 6. 令和5年度修正した要望

都は日中活動サービスの見込み量について、特別支援学校の卒業生、地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズ等を勘案しつつ、区市町村の見込み量を集計したものを参考に、都の見込み量を設定し、これらを踏まえて「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」において、令和3年度から令和5年度末までに、日中活動の場において定員5,000人増の目標を掲げ、整備を促進しています。

<令和4年度予算措置額>○障害者通所施設等整備費補助（3か年） 1,017,200千円 ○障害者（児）施設整備費補助事業（障害者通所施設3か年） 322,386千円 ○民間社会福祉施設サービス推進費補助（障害者支援施設）12,835,134千円 <所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課、障害者施策推進部地域生活支援課

#### 7. 令和5年度修正した要望

卒後の障害者の余暇活動支援としては、国の地域生活支援事業において、日中一時支援や地域活動支援センター事業などにより必要な支援を行っています。また、都では、障害のある青年・成人の障害者が日中活動や就労後に、障害者相互・地域住民や学生等、様々な人々と交流し、集団活動等を行う事業について、障害者地域生活支援事業の例示メニューとして「青年・成人期の余暇活動支援事業」を設けています。引き続き、本事業に取り組み区市町村に対し、支援できるように取り組んでまいります。<令和4年度予算措置額>○障害者地域生活支援事業 2,660,000千円 ○区市町村地域生活支援事業 13,235,000千円（内訳） ○福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

#### 8. 令和4年度と同じ要望

都は、障害者が地域で安心して暮らせるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、整備費の設置者負担を軽減する特別助成を引き続き行うなど、グループホームの整備を促進しています。都内のグループホームの定員は、令和2年度末で、11,876名となり、平成30年度からの3年間で2,799名の増となっています。令和3年度から令和5年度までを対象年度とする、新たな3か年プランにおいては、3年間で2,500名の定員増を目標として掲げ、令和3年度から令和5年度までの3年間、本則の3/4補助に加え、設置者負担の2分の1の特別助成を実施しています。目標の達成に向けて、整備費の特別助成他、国の報酬に上乗せした運営費の補助や、グループホームを新設または増設した場合の家賃借上げ費等を助成するグループホーム開設準備補助事業を行っています。また、令和元年度から、身体及び行動の特性上、手厚い人員を配置して員の高い支援を行っているグループホームに対し、体制確保に係る経費に対する補助である「グループホーム体制強化支援事業」を行っています。

<令和4年度予算措置額>○障害者通所施設等整備費補助（3か年） 1,017,200千円 ○障害者施策推進部区市町村包括補助事業 13,235,000千円（内訳） ○グループホーム従事者人材育成支援事業 33,882千円 ○障害者グループホーム体制強化支援事業 414,499千円 <所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

#### 9. 令和4年度と同じ要望

東京都では、知的障害の説明や雇用上の配慮事項等を紹介した「障害者雇用促進ハンドブック」を毎年度30,000部作成して、企業や就労支援機関、ハローワーク等に広く配布し、周知・啓発を図っています。また、平成20年度より、教育庁・福祉保健局・産業労働局が連携し、企業向けの障害者雇用普及啓発セミナーを開催しています。さらに、「障害者雇用エクセレントカンパニー賞」として、障害者雇用の特色のある優れた取組を行う企業を顕彰し、その努力と功績を讃えるとともに、工夫に富んだ様々な取組を事例集まとめ、配布及びHPにて公開して、広く発信しているところです。今後とも、企業の障害者雇用の普及啓発に努めてまいります。

<令和4年度予算措置額>【重度障害者等の雇用対策】2,934千円 【企業に対する障害者雇用普及啓発事業】31,796千円 <所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

区市町村障害者就労支援センター等では、一般就労を希望する障害者に対し、就労支援や定着支援、職場開拓などの支援を行っています。区市町村障害者就労支援事業は区市町村が地域の実情に応じて、主体的に実施しており、都では、区市町村就労支援センターの人員配置等について、区市町村包括補助事業を通じて財政支援を行っています。あわせて、就労支援センター等の職員を対象とした研修を実施する等により、支援の質向上にも取り組んでいます。また、都庁舎内で実施している「東京チャレンジオフィス」においては、企業就労を目指す知的障害者・精神障害者に対して、それぞれのニーズや適性に合った就労経験を積む機会を提供し、一般企業への就職の実現に取り組んでいます。

<令和4年度予算措置額>○障害者施策推進部区市町村包括補助事業 13,235,000千円（内訳） <所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

# 障害種別重点要望

## 【病弱特別支援学校】

### 1. 中・高生徒多数が利用する病弱特別支援学校寄宿舎（光明学園）については、生活空間を男女別にしっかりと分けてください。

光明学園の寄宿舎は、2017年、病弱教育部門との併置校となった際に、内装等をきれいにリフォームしていただきました。この寄宿舎は、指導員が常時付き添う等、全面的な身辺介護の必要な肢体不自由児の入舎を前提として建築されており、構造はそのまま引き継いだことから、他県の寄宿舎のように男子棟・女子棟が明確に分かれておらず、集会室・食堂・洗濯室・自習室等が1・2階に散在している設計です。現在は共用部分を除き、1階居室部分を主に男子学園生、2階居室部分を主に女子学園生の居住空間となるように、現状の中で可能な工夫をされています。

寄宿舎では、小学部から高等部まで、男女ともにさまざまな年齢の子供たちが、放課後から翌朝の登校時間までを過ごしており、第2の「我が家」と言っても過言ではありません。家庭的な雰囲気を持ちながらも、寄宿舎指導員の先生方、常勤の看護師さんたちが、24時間交代制勤務で対応してくださっています。さらに、教員1名が輪番で、毎日舎監に入ってくださっています。こうした先生方に見守られながら、学園生は自ら健康管理に気を付け、病気と付き合いながら社会生活を送るための基礎を身に着けるべく、日々を過ごしています。ただ、入舎している学園生は、思春期や青年期に差し掛かる、難しい年頃の子供たちが大多数を占めています。保護者としては、思春期・青年期特有の事故・事件等が起きることのないよう、細心の注意を払っていただくことを願うばかりです。特に、同じ屋根の下、思春期を迎えた男女が生活していることを考えると、性に関する問題が起きないとは限らず、そこは大変心配されるところでもあります。もちろん、寄宿舎指導員の先生方をはじめ、大人たちが十分気を付けてはいますが、建物の構造上、男女の生活空間を完全に分けることは難しい現状があります。本来であれば、「男子棟」「女子棟」と建物ごとに男女の生活空間を分けることが理想ですが、まずは現状で改善できる点として、浴室の移動を要望します。

現在、男女別浴室は男女とも2階に隣り合っています。そのため、男子が女子の生活空間に入り込む隙が、どうしても生じてしまいます。男子用浴室を1階に移すことができれば、食事・集会や自習室の利用以外の生活空間は、ほぼ男女別になります。水回りの移動は、改修費用面からもかなり大変だと思いますが、子供たちの安心・安全のため、ぜひ実現いただきますよう要望します。

### 2. 院内学級等で教育を受ける場合の学籍異動について、“通級制度”もしくは“巡回指導教員制度”の活用により、学籍異動を伴わない方式に変更してください。

治療のため、長期入院が必要になると、患児およびその家族は、学校はどうすれば良いのかと不安になります。現在は、学齢期の子供が長期入院する場合、院内学級か、院内学級がない場合は病室での訪問教育を受けることになっています。ですが、この際、学籍異動を伴わざるを得ないことから、そのことが患児や家族に心理的な動揺を招いています。「病気が治れば、元の学校に戻る！」「元の友達と、また仲良く過ごす！」ことを希望（目標）にして、子供たちは辛い治療を乗り切ろうとします。そこに、学籍異動の話が出てくることで、「学校を変わらなければいけない。元の学校に、自分の席がなくなる。友達にも、忘れられてしまうのではないか」等々、様々な不安が沸き上がってしまいます。それだけでなく、病気のこと、入院治療のことで頭はいっぱいなのに、さらに学校への不安が加わることで、入院初期の患児・家族への心理的負担は、相当なものになっています。

そこで、視覚・聴覚に障害のある小・中学校の児童・生徒には、原籍校に在籍したままで視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校へ通級し、都立学校の教員から指導を受けられる「都立学校への通級制度」があるとのことですので、入院病弱児にも本制度の対象を拡大していただき、元の学校に在籍したままで、病院内教育を受けられるようにしてください。あるいは、小・中学校では通常の学級に在籍したままで、一部の時間だけ、巡回する特別支援教育を担う先生の指導を受けられる、特別支援教室制度があるとのこと。病弱特別支援学校の先生が、入院先の小中学校生を巡回指導できるような仕組みがあれば、学籍異動の必要もありません。ぜひ、ご検討ください。

また、学籍異動については、入院期間が年度をまたいだり、受験期を含んでいたり、あるいは入院先が居住地の自治体と異なる場合などに、患児に多大な不利益をもたらすことがあります。そのような事態を防ぐためにも、学籍の異動を伴わない方法で病院内教育を受けられるようにしてください。

令和4年度要望に対する東京都の回答

1. 令和5年度新たな要望
2. 令和5年度新たな要望



# 障害種別共通の要望

## 1 教育庁への要望

### 個の実態に応じた重度・重複学級の増設

- ① 児童・生徒の増加に伴い障害も多様化しています。個に応じた教育が受けられない状況が無いよう、実態に見合った重度・重複学級の増設をお願いいたします。

### 教科用図書配布の充実・改善

- ② 障害特性に配慮されておらず、配布されても児童・生徒の実態などから活用が難しいとされる教科用図書も散見されます。今後導入が進むデジタル教科書と併せ、教科書をもっと有効に活用するなど検討してください

### ICT機器を活用した教育の充実

- ③ 個に応じた学びの質の向上のためにも、障害のある児童・生徒のICT機器活用の事例収集を行っていただき、専門家と連携し、障害特性に合わせたアプリなど、現実実践できる体制となるようお願いします。
- ④ 障害特性に合わせた多様なデジタル教科書やアプリなど、現場の教職員が実際に有効活用できるためのサポート体制の強化をお願いします。
- ⑤ 児童・生徒の実態に合ったアプリやソフトについては、有料・無料問わずに、都として学校で活用できるよう更なる環境の整備、充実をお願いします。

### 専門スタッフの配置

- ⑥ 個に応じた教育（個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく指導・支援）実現のためには、障害の状況に適切に対応した指導・支援が欠かせません。学校の障害種別にかかわらず、すべての児童・生徒が必要な指導が受けられるよう、外部専門家（言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、公認心理師等）の配置及び巡回指導を引き続き推進してください。
- ⑦ 特別支援学校のもつ専門性、センター的機能を発揮させるためには、特別支援教育コーディネーターが果たす役割はさらに増大すると思われます。特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図ると共に、兼務の解消や責任化等、特別支援教育コーディネーターの役割をさらに充実してください。
- ⑧ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に関して、引き続き国に働きかけていただくとともに、国が動くまでの期間、都の事業として特別支援学校に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置をしてください。また、ユースソーシャルワーカーを含めて、障害児と特別支援教育に対する理解と専門性を持ち合わせた人材を登用してください。

令和4年度要望に対する東京都の回答

#### 1 教育庁への要望

##### ①令和4年度と同じ要望

重度・重複学級は、障害の程度・状況・状態等から総合的に判断して校長が申請する児童・生徒の数に基づき、必要な学級を編制しています。また、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、障害の重い児童・生徒に対する言語活動の指導内容・方法の研究を行うとともに、外部専門家等の指導・助言を積極的に活用し、発達段階に応じた指導の充実を図ってまいります。なお、教員の配置に当たっては、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。今後とも、柔軟な対応を行うことにより、校長の学校経営を支援していきます。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
指導部特別支援教育指導課、人事部職員課

##### ②令和5年度修正した要望

使用する教科書について、特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書及び都教育委員会が調査研究を行い採択した一般図書（学校教育法附則9条本）の中から、各学校が、児童・生徒の実態に応じて教科書を選定しています。全都立特別支援学校を対象とした教育課程編成・実施・管理説明会において、文部科学省著作教科書を原則使用することを周知するとともに、知的障害のある児童・生徒のための教科書を会場に展示し、改訂された教科書の内容について教員が理解を深めるようにした。また、引き続き、年間指導計画に使用する教科書を明記させて、系統的な指導がなされるように周知していきます。

<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

##### ③④⑤令和5年度新規要望

##### ⑥令和4年度と同じ要望

肢体不自由特別支援学校における自立活動の指導に当たっては、児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した指導を実施するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等外部の専門家を導入し、指導内容・方法の充実と教員の専門性の向上を図っています。知的障害特別支援学校等においても、児童・生徒の障害特性に配慮した指導体制の整備が必要であることから、平成24年度から作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等の導入を開始しました。学校の実情に合わせた外部専門家を有効に活用できるよう、校内の研究実践体制を各校で整えております。<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

##### ⑦令和5年度修正した要望

特別支援学校のセンター的機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。教員の配置に当たっては、異動要綱に基づき、学校経営計画を踏まえた校長の人事構想に配慮し、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。また、都教育委員会は、都立高等学校等の特別支援教育コーディネーター育成事業を実施し、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図っています。

<所管部課名>教育庁人事事入事計画課・職員課  
指導部特別支援教育指導課

##### ⑧令和4年度と同じ要望

スクールカウンセラーの配置は、平成7年度から国の委託事業として開始し、平成13年度からは都が経費の2分の1を負担する国の補助事業として実施してきました。平成15年度には、都は全国に先駆けて、公立中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を完了しました。平成20年度から国の補助率が3分の1に変更となり、都の負担が増加した中で、新たに小学校にも配置するなど、順次配置の拡充を図り、平成25年度からは、全公立小・中・高等学校に配置し、平成28年度からは、高等学校の全日制と定時制にそれぞれ配置、昼夜間定時制に週2回配置、通信制課程にも新たに配置するとともに、全配置校において、年間勤務日数を35日から38日に拡充するなど、学校教育相談体制の充実を図っています。都の負担が増加している現状では、スクールカウンセラーの特別支援学校への配置拡充は困難ですが、今後の国の動向を注視するとともに、引き続き、補助率の見直し等についての財源支援を国に働きかけていきます。また、ユースソーシャルワーカーは、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員が指定した学校（継続派遣校）を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、就労や再就学に向けた支援を行っています。継続派遣校以外の都立学校から要請があった場合には、引き続き、きめ細かく支援していきます。

<令和3年度予算措置額>ユースソーシャルワーカーの派遣302,766千円<所管部課名>教育庁指導部指導企画課、地域教育支援部生涯学習課

## 教員の配置

- ⑨ 障害種別の特性に応じた高い専門性と資質を持った教員の採用と育成を今後も十分に行ってください。また、特別支援学校の独自性ではありますが、日常生活の指導において同性介助が必要になる機会があります。そのことにより、授業や作業を中断せざるを得なかったりすることもみられます。男女平等の理念はわかりませんが、配置時の男女比にも積極的に配慮して採用してください。

## 施設・設備の充実

- ⑩ 特別支援教育におけるセンター校として機能するため、他の障害種別の児童・生徒に対応するためにも学校の施設・設備の見直しを積極的にしてください。バリアフリー法、建築物バリアフリー条例に照らし合わせた施設の充実にあたり、既存校についても大規模改修を待たずに必要性の高いものから引き続き施設整備・環境整備を行ってください。
- ⑪ 災害用備蓄品が実態に即した配備となっておりません。マンホールトイレなどの導入と併せて見直しを図ってください。

## 通学に関する充実（スクールバスの効率的活用）

- ⑫ 知的障害特別支援学校の大型バスについては、添乗員の複数配置の配慮をいただき感謝しております。引き続き障害種や車両サイズに拘わらず、児童・生徒の実態に応じた添乗員の配置、確保をお願いします。子供たちが安心して乗車できるよう引き続き乗務員への研修・指導の徹底もお願いします。

## 通級指導学級の設置

- ⑬ 都立特別支援学校における通級による指導の実施に際しては、在校生にしわ寄せが来ないように、人的、予算的支援など、引き続き十分な配慮をしてください。対象となる児童・生徒の増加も見込まれます。教職員の定数の見直しも御検討ください。

## 就労支援の充実

- ⑭ 就労支援を技術や能力、就業先の開拓にとどまるのではなく、人間性や規範、アサーティブな考え方など、内面の教育にも力を注ぐようにお願いします。また、道德教育など教育委員会から回答いただいた内容が、現場で実行されるよう徹底をしてください。

## 教育庁と福祉保健局・産業労働局が連携した就労支援

- ⑮ 卒業後、職場に定着できるように、特別支援学校でも3年程度のフォローアップをしていただいておりますが、母校の支援を適切に受けられずに離職してしまう卒業生もおります。地域の就労支援機関に加え、都立特別支援学校の卒業生が、母校以外にも相談できる就労の相談機関があると、社会生活上の悩みを解決できると考えますので、ぜひ、教育庁と福祉保健局・産業労働局と連携した就労支援の仕組みを作ってください。

## 教育内容・個別の支援計画の充実

- ⑯ 幼児・児童・生徒一人一人の実態に応じた教育内容の充実と、学齢期から卒業後までのスムーズな移行を図るためにも、学校および関係各機関との連携した個別の支援計画の作成と活用は重要です。これらだけでは十分に補えていないようにも感じます。更なる有効な媒体などを用意していただき、着実に進め連

⑨令和4年度と同じ要望

都教育委員会は、優秀な人材を確保するため、教員としての熱意や使命感並びに実践的な指導力を重視した採用選考を実施しています。今後も、東京都の教員としてふさわしい資質と能力を持つ、優れた人物の採用に努め、採用後、認定講習において障害種別に応じた免許状の取得を促進していきます。教員の配置に当たっては、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮して、きめ細かな対応を行っています。今後とも、柔軟な対応を行うことにより、校長の学校経営を支援していきます。  
<所管部課名>教育庁人事部選考課・職員課

⑩令和4年度と同じ要望

現在の特別支援学校の施設整備については、「東京都建築物バリアフリー条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく設計、工事を実施しており、既存校についても大規模改修の機会等に随時バリアフリー化を図っています。今後も多様な障害に対応できるような施設整備・環境整備を行ってまいります。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑪令和4年度と同じ要望

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、特別支援学校が福祉避難所や災害時帰宅支援ステーションとなる場合に備え、改築や大規模改修の際にマンホールトイレや非常用発電機・非常用通信設備を整備していきます。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑫令和5年度新規要望

⑬令和4年度と同じ要望

教育活動に必要な予算は、毎年予算要求を行い、財源確保に努めております。学校から申請があった場合には、予算の範囲内で、必要経費を措置しています。また、教職員定数については、国の基準に基づく都の配置基準により算定し、適切に配置しています。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
人事部人事計画課

⑭令和4年度と同じ要望

都教育委員会では、全都立特別支援学校にキャリア教育の全体計画の作成を求め、児童・生徒が、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を重視したキャリア教育の充実に向けた支援を行っています。各都立特別支援学校では、この全体計画を踏まえながら、個別指導計画に基づき、幼児・児童・生徒一人一人の「できること」を生かした指導を行っています。  
<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

⑮令和4年度と同じ要望

都立特別支援学校では、高等部卒業時に、福祉・労働等と連携して作成した「個別移行支援計画」に基づき、卒業時から概ね3年間をかけて就労支援機関を中心とした地域へ引き継ぐことになっております。したがって、母校が卒業後の移行支援の中心的な役割を担い、関係機関等との連絡調整を図り、地域の支援機関に引き継いでいます。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

⑯令和5年度修正した要望

区市町村教育委員会の就学相談担当者を対象とした説明会や、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会などを通して、難病や慢性疾患等の児童・生徒を含めた特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、一人一人の実態に応じた支援の目標や手だてを記載した学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成して、適切な指導や必要な支援を行うことの重要性を周知しています。今後も、これら説明会及び連絡協議会等により、各区市町村教育委員会に周知していきます。  
<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

⑰令和4年度と同じ要望

東京都教育委員会は、放課後の全ての子どもたちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」の設置を促進するために、実施主体である区市町村に対して、財政支援等を行っています。令和元年度からは障害のある児童の受入体制を整備するために、特別支援・共生社会サポーターを配置又は協働活動サポーターを増設する経費を補助対象経費として加算し、補助金を増額する措置を図っています。そのほか、区市町村に対して、活動事例の情報収集・提供や障害理解をテーマとした研修機会を充実するなど、引き続き働きかけしていきます。

<令和3年度予算措置額>放課後子供教室 2,657,759千円

<所管部課名>教育庁地域教育支援部生涯学習課

教育庁地域教育支援部生涯学習課

⑱令和5年度修正した要望

都教育委員会は、区市町村教育委員会に対し、平成26年3月に「副籍ガイドブック」及び平成27年3月に「副籍交流例&アイデア集」を配付し、担任教員、受け入れ先の教員、保護者、コーディネーター等のそれぞれの役割や実践事例を示し、副籍制度について周知を図っています。  
<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

携できるような働きかけと、さらなる充実をお願いします。

## 地域生活の基盤整備の充実

- ⑰ 文部科学省・厚生労働省を主管に、公立小中学校で実施されている、「放課後子どもプラン」等への障害児者の受け入れは進んでいません。加配されている予算のほとんどは、健常者のための協働活動サポーター費用へと充てられているのではないのでしょうか。障害に配慮されたプログラム開発等さらなる自治体への働きかけをしてください。
- ⑱ 副籍、特に直接交流の実施状況は、希望する家庭の8割にとどまっていて、減少傾向です。交流事例の公開によりオンラインの併用等を積極的に行っていただきたい。オンラインの活用や副籍を希望しやすい環境整備と自治体への働きかけをしてください。

## 学校－保護者間の緊急時連絡システムを整備

- ⑲ 特別支援学校は、通学地域が広範で、保護者の送迎場所や範囲も様々です。現在、電話による緊急連絡網の他、連絡用メール配信サービスも導入されてきてはありますが、災害や荒天時、また不審者情報等の緊急連絡などで、かなりのタイムラグが発生しているのが実状です。日常の訓練だけでは改善できない部分もあり、障害のある保護者への情報保障への配慮も必要です。さらなる緊急時連絡システムの研究とモデル実施を進めてください。

## 異なる障害種別の併置・併設校の条件整備を

- ⑳ 異なる障害種を併置・併設する特別支援学校において、養護教諭・栄養士・事務職員・技能職員は、業務量から考え、児童・生徒数や学級数に応じた人員配置をしてください。副校長・主幹教諭の人員配置についても、学校規模や学校の形態、状況に即した人数とし、定数の見直しなど、円滑な業務が行えるようにしてください。

## 外部支援組織が活動しやすい環境を

- ㉑ 特別支援学校は、PTAだけではなく地域や学生、NPOなどのボランティアに支えられており、外部支援組織との協働は東京都の施策としても進められています。子供たちを支えてくれる外部支援組織が学校内で活動しやすいよう、学校教育に影響の無い範囲での活動への配慮をお願いします。

## 特別支援教育の生涯学習化

- ㉒ 文部科学省は、「特別支援教育の生涯学習化」を掲げ、平成29年度から障害者学習支援室を設置し、その普及に努めています。東京都においても、障害のある人が、学校卒業後も学び続けることができるよう、東京都特別支援教育推進計画に位置付け、学ぶ機会の充実と、学びを支援する人を育成し、それらを支援する仕組みをぜひ、作ってください。

## 不審者対策

- ㉓ 都立特別支援学校は全て機械警備となりました。しかし、学校によっては不審者などの侵入を発見できない構造の校舎もあり不安です。ICTの活用や施設改修による死角の解消、学童擁護員・ボランティアの活用など、それぞれの学校の事情に応じた不審者対策の一層の強化をお願いします。

⑳令和4年度と同じ要望  
災害時に保護者等と確実に連携して、幼児・児童・生徒の安全を確保することは重要であり、引き続き様々な手段を研究していきます。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

㉑令和4年度と同じ要望  
教職員定数については、国の基準に基づく都の配置基準により算定しています。異なる障害部門を併置する学校に対しても、学校の形態、状況等に応じて適切に教職員を配置しています。  
なお、都は国に対して、養護教諭等の教職員について、児童・生徒数等に応じた定数改善を行うよう提案要求をしています。  
<所管部課名>教育庁人事部長計画課、総務部総務課

㉒令和4年度と同じ要望  
これまでも専門人材の活用や地域との連携・協働により特別支援教育の充実を図ってきましたが、今後、更なる充実を目指し、「チーム学校」の実現に向けた取組を進めてまいります。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

㉓令和4年度と同じ要望  
都立特別支援学校においては、都民の生涯学習の幅広いニーズに対応するとともに、開かれた学校の実現を目指して、障害者本人講座とボランティア養成講座を実施しています。東京都特別支援教育推進計画においても、第一次実施計画の中に記載しています。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ中止といたしました。  
<令和3年度予算措置額>都立学校公開講座 87,706千円  
<所管部課名>教育庁地域教育支援部生涯学習課

㉔令和4年度と同じ要望  
特別支援学校における不審者対策については、機械警備による防犯カメラの設置や非常通報装置の設置などの対策を講じています。各学校の不審者対策につきましては、学校危機管理マニュアル等に基づき、適切に実施してまいります。  
<所管部課名>教育庁都立学校教育部

## 2. 福祉保健局

①令和5年度修正した要望  
放課後等デイサービスの都内事業所数は、平成24年4月の119ヶ所から、令和元2年12月現在で881922ヶ所まで増加しており、各地域において設置が進んでいるところです。都は、国に対して、報酬単価の設定に当たっては、比較的重度の障害のある児童の利用に配慮するとともに、サービス提供の実態に即した報酬水準に改善するなど、事業の充実が図れるよう提案要求しています。また、重症心身障害児以外を対象とする事業所においても、肢体不自由児や医療的ケアが必要な児童の受け入れを進めるため、看護職員の配置を評価するなど、報酬の充実を図るよう、引き続き国に提案要求しています。さらに、事業所が円滑な運営が行えるよう、実施機関である区市町村とも定期的な連絡会を行うなど、連携を図っていきます。  
<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

②令和4年度と同じ要望  
都は、障害者が地域で安心して暮らせるよう、整備費の設置者負担を軽減する特別助成を行う等、地域生活基盤の量的充実を図っています。また、障害者が希望する地域で将来にわたり、安心して生活していくためには、必要な障害福祉サービスが受けられる体制整備が必要であり、都内を一元的にとらえ、どこに住んでいても必要なサービスが受けられるよう、積極的に地域生活に必要な基盤の整備を進めていきます。なお、総合支援法第2条2項に基づき、区市町村が行う自立支援給付支給事務等が適正かつ円滑に行われるよう、区市町村に対する技術的助言も実施しています。  
<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

③令和4年度と同じ要望  
児童相談所においては、子供の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子供の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長の決定により一時保護を実施しており、相談受付後一時保護の検討が必要な場合には、一時保護の緊急入所会議を早急に実施しています。引き続き、迅速な一時保護を実施するよう努めてまいります。学童クラブについては、国庫補助制度による運営費及び施設整備費の補助のほか、都型学童クラブ事業や子供家庭支援区市町村包括補助事業などにより、ソフト・ハード両面から区市町村の取組を幅広く支援し、学童クラブの受入れの拡大及び質の向上を図っています。移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村において実施内容を定めて実施しています。事業実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っており、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財政措置について、国に提案要求しており、引き続き国へ働きかけていきます。なお、国では障害者総合支援法の施行後3年を目途にした見直しの中で、障害者の通勤・通学等に関する移動支援については、関係省庁とも連携し、総合的に進めるとされており、引き続き、国で検討しているところです。  
<令和3年度予算措置額>  
○学童クラブ事業費補助6,007,234千円  
○都型学童クラブ事業1,017,784千円

## 2 福祉保健局への要望

### 放課後活動の充実

- ① 学齢期の障害児にとって、放課後活動はなくてはならない存在です。施設は増加傾向にあります。小規模で運営する心身障害児・者通所訓練施設・地域デイグループ事業施設などの継続発展のための移行支援をしてください。また、肢体不自由児や医療的ケアが必要な児童の受入れ拡充をお願いします。

### 障害者自立支援法について

- ② 区市町村の経済力の差が、サービスや利用者負担の地域間格差を大きくしています。地域間格差を解消するとともに、利用者サービスの向上をさらに図るよう指導及び補助金の増額をしてください。
- ③ 行政サービス手続きの簡素化、充実を今後も推し進めてください。
  - ◎緊急一時等、行政サービスは民間に比べ利用しにくいので、手続き等の簡素化をお願いします。
  - ◎緊急一時保護や学童保育の充実を引き続きお願いします。
  - ◎通学に移動支援を使えるよう条件緩和と導入地域の拡大を働きかけてください。

### 地域生活を充実させるための支援体制確立

- ④ 居住地域での生活支援のために、社会教育の充実や指導者の配置、障害者や病弱者の生涯にわたるアドバイスができる支援機関等は、区市町村によってかなり格差が出ています。具体的な事例などを公表し、共有することで都として格差が広がらないような積極的な指導をしてください。
- ⑤ 自立支援法により事業体系が大きく変更されましたが、新事業体系のみでなく補助金等の充実を引き続きお願いします。
- ⑥ 福祉施設職員の処遇を改善してください。現在の給与水準では経験豊富な職員や男性職員が定着するのは厳しい状況です。利益を生み出す施設ではないことをご理解いただき、施設就労者への支援等、身分の保障をお願いします。
- ⑦ 学校教育における障害者自立支援法によるサービスの活用は区市町村の判断ですが、教育の充実という観点から都も積極的に区市町村に働きかけをお願いします。

### 経済的給付の再考

- ⑧ 住まい・日常生活の場等地域生活基盤の整備は大変ありがたい感謝しておりますが、各種手当での所得制限の緩和や見直し等、必要な物品に対する経済的給付も再考ください。

### 通所・入所・体験寮等各施設の確保・充実

- ⑨ 東京都障害者福祉計画のもとに様々な整備に取り組んでいただいておりますが、さらに以下の点の促進をしてください。
  - ◎通所施設の増設（通所更生施設も含めて）
  - ◎重度・重複者向け入所施設の確保
  - ◎中・重度・重複障害者が利用可能な生活寮
  - ◎医療的ケアを必要とする障害児・者の通所施設

### 医療スタッフの養成と増員

- ⑩ 医療スタッフ、特に看護師不足が深刻なため、医療行為が必要な重度心身障害児・者のショートステイなどが出来づらいためは出来ない現状となっています。看護師の育成と合わせて、看

○学童クラブ整備費補助 168,438 千円  
○放課後居場所緊急対策事業 67,423 千円  
○区市町村地域生活支援事業 2,660,000 千円  
＜所管部課名＞福祉保健局少子社会対策部家庭支援課  
福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

④令和5年度修正した要望  
区市町村が行う自立支援給付支給事務等が通正かつ円滑に行われるよう、総合支援法第2条2項に基づき、区市町村に対する技術的助言を実施しています。  
＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

⑤令和4年度と同じ要望  
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法の施行に当たっては、実施状況や地方自治体の意見を十分に踏まえた上で、障害者の生活実態に即した効果的な仕組みとともに、障害者（児）、その家族等への周知のための期間や事業運営の準備期間が適切に確保できるように、早期にその具体的内容を地方自治体や事業者等に提示するとともに、後年度負担を考慮した十分な財源を確保し、安定的な制度とし、法施行に伴う経費について、十分な財源措置を講じるよう、国に提案要求しています。  
＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

⑥令和4年度と同じ要望  
都では、国制度の給付費に加えて、望ましいサービス水準を確保するため、入所施設に対しては「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金」により、通所事業所に対しては「障害者日中活動系サービス推進事業」により補助を行っており、各施設では、当補助金を活用して職員の処遇改善を図ることが可能となっています。今後とも、国制度の動向など諸般の要素を踏まえ、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるよう、事業者を支援していきます。  
＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

⑦令和4年度と同じ要望  
福祉サービスの利用については、「個別的教育支援計画」に基づく支援会議の機会等を有効に活用するよう、各学校に指導・助言を行なってまいります。  
＜所管部課名＞教育庁指導部特別支援教育指導課

⑧令和4年度と同じ要望  
所得の確保についての施策は、地域で生活する障害者が経済的に自立するための重要な課題であり、国の責任において実施すべきものであり、障害基礎年金の増額を含め、障害者の生活の安定を図るよう国に提案要求しています。  
＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

⑨令和4年度と同じ要望  
都は、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、第5期東京都障害福祉計画において、地域生活基盤の整備を促進していきます。また、社会福祉法人等が設置する障害者（児）施設の施設整備に要する経費について補助を実施していきます。入所施設については、入所定員数が目標定員数（7,344人）を超えないよう努めつつ、地域の実情を踏まえながら、未設置地域において、地域生活への移行を積極的に支援する機能を強化した「地域生活支援型入所施設」の整備を推進していきます。整備補助については、重度化・高齢化に対応する設備等の加算を設けて、通所施設や入所施設を整備する場合に活用できるようにしています。  
＜令和3年度予算措置額＞  
○障害者通所施設等整備費補助（3か年）1,220,080 千円  
○障害者（児）施設整備費補助事業 4,155,191 千円  
＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

⑩令和5年度修正した要望  
都は、短期入所の設置促進に向けて、整備費の設置者負担を軽減する特別助成、国の報酬に上乗せした運営費の補助、短期入所を新設又は増設した場合の家賃借上げ費等を助成する短期入所開設準備等補助事業を行っています。平成30年度の国報酬改定では、福祉型強化短期入所といった新たなサービス類型や常勤看護職員等配置加算などの加算が創設されています。これに加え、都では、精神科医療との連携を評価する精神科医療連携体制加算や医療支援を必要とする利用者を受け入れる事業者の努力を評価する医療連携体制加算を創設し、短期入所の運営を支援しています。都では、医療型障害児入所施設等に勤務している看護師の確保・育成を図るため、重症心身障害児施設における看護師確保対策事業を行っています。具体的には、重症心身障害看護経験3年未満の者を対象とした看護師基礎講座や、3年目以上の者を対象とした質の高い看護実践活動と指導的役割を果たす人材を育成する重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修を実施するなど、看護師のレベルアップを図っています。引き続き、専門性向上を図ることができるよう研修等の充実に努めていきます。看護人材の確保は重要な課題であることから、都は看護学生に対し重症心身障害看護のPRを行っているほか、医療型障害児入所施設等の看護師を対象に研修を実施するなど、看護師の確保・育成・定着に努めています。  
＜令和3年度予算措置額＞  
○障害者施策推進区市町村包括補助事業 13,235,000 千円の内数  
○短期入所開設準備費等補助事業 4,480 千円  
○重症心身障害児施設における看護師確保対策事業 14,967 千円  
＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

看護師が育児休職等から復帰しやすい環境整備、施設に対しての配置加算など更なる支援の充実をお願いします。

### 3 病院経営本部への要望

#### 居住地での医療の保障

- ① 住み慣れた居住地において、障害種別に拘らず安心して過ごせる地域医療の充実と、専門性の高い医療機関の確保をお願いします。
- ② 小児神経科医の育成と配置を奨励していただくとともに、小児総合医療センターにおいて、多様な障害に対応できるようにしてください。また、小児対象年齢を超えた移行期医療についても継続して連携を行ってください。

### 4 産業労働局への要望

#### 障害者雇用の促進・拡大

- ① 障害状況の実態とニーズに応じた雇用促進のために、採用後の障害種別ごとの課題集約を確実に行っていただき今後の雇用促進につながるよう取り組みをお願いします。
- ② 学校と連携した企業の啓発、障害者雇用企業への助成内容の充実、障害者を雇用するNPO法人や個人事業主への助成拡大、雇用率達成のための指導の徹底を今まで以上に働きかけをお願いします。
- ③ 公的機関での積極的な雇用の推進を指導し、現場実習等の受け入れ先の拡大に力を注いでください。また、障害の特性はさまざま、一般的な就業形態ではない能力の方のためにも、柔軟な働き方が選択できるように企業への働きかけをお願いします。

### 5 建設局ほかへの要望

#### バリアフリー化の更なる促進

- ① バリアフリー法の施行に伴い、よりよい環境整備作りをしていただきありがとうございます。障害の種類により、求めるものが異なっています。障害のある当事者からの聞き取りをしながら反映できるよう、当事者の意見を取り入れてバリアフリー化の更なる促進をお願いします。
- ② バリアフリー化が進んでも、心ない放置自転車や違法出店、違法駐車等は減る気配がなく、一部締め出された車両等が新たな危険を生み出しています。警察等の取り締まりだけでなく、都、区市町村も連携した緊急の取締りと、長期的な対策をお願いします。

### 6 総務局への要望

#### 防災・福祉避難所の整備

- ① 福祉避難所を必要とする障害児・者が躊躇なく利用できるようにスペースの確保や支援体制の整備をお願いします。
- ② 発災時において、通学区域が広い場合引き取りが困難になる可能性もあります。また、兄弟などが他学校へ在籍している家庭の場合、都立学校にも区市町村の福祉避難所の情報が確実に届くよう、行政の内でのシステム構築をお願いします。
- ③ 障害の特性はさまざまです。それらを十分に理解した上での合理的配慮に基づく場所の確保をお願いします。

### 3. 病院経営本部

#### ①令和5年度修正した要望

都では、在宅重症心身障害児（者）等に対応できる訪問看護ステーションの拡充を図るため、重症心身障害児等在宅療育支援事業において、訪問看護師育成研修を実施するほか、訪問看護ステーションに対して、同行訪問等の研修や、運営相談等を行うモデル事業を実施しています。また、「東京都地域医療構想」では、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」の実現を目指し、4つの基本目標を掲げており、引き続き、地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実を図っていきます。

<令和3年度予算措置額>

○重症心身障害児等在宅療育支援事業 200,693千円

○医療的ケア児等訪問看護推進モデル事業 9,919千円

<所管部課名>福祉保健局医療政策部医療政策課  
福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

#### ②令和4年度と同じ要望

都立病院では、専門医を育成するための研修制度として「東京医師アカデミー」を運営しており、小児神経科に対応できる医師の育成に努めています。また、都立病院では、一般の医療機関では対応が困難な障害者の合併症医療や歯科医療等の障害者医療を「行政的医療」と位置づけ、提供しています。今後も、障害者医療を重点医療としている大塚病院や、小児医療の拠点となる小児総合医療センター等において、障害者医療に適切に対応していきます。キャリアオーバー医療（移行期医療）についても、多摩メディカルキャンパス内での連携をはじめ、都立病院間やその他の医療機関と密接な連携を行いながら治療にあたります。

<所管部課名>病院経営本部経営企画部総務課、職員課

### 4. 産業労働局

#### ①③令和5年度修正した要望

#### ②令和4年度と同じ要望

都では、国が行っている特定求職者雇用開発助成金の支給期間満了後も引き続き障害者を継続して雇用する中小企業に対して、「中小企業障害者雇用支援助成金」を支給しています。障害者を更に6か月継続雇用した場合、重度の方は一か月1人5万円、重度以外の方は一か月1人3万円を支給しています。

また、障害者の安定雇用と処遇改善（無期雇用への転換や賃金水準の改善等）に取り組む企業を対象として、「障害者安定雇用奨励事業」を行っております。こちらは、大企業と特例子会社も対象としております。中小企業の場合、最大180万円の助成を受けることができます。外郭団体である東京じこ財団では、障害者・企業双方の準備性を高める有効なツールである「職場体験実習」を行っております。引き続き、これらの事業を通じて、雇用率達成に向けて取り組む企業を支援してまいります。

<令和3年度予算額>

【中小企業障害者雇用支援助成事業】 210,730千円

【障害者安定雇用奨励事業】 605,167千円

【障害者雇用就業総合推進事業】 158,651千円

<所管部課名>産業労働局雇用就業部就業推進課

### 5. 建設局ほか

#### ①令和5年度修正した要望

歩道の整備については、交通量や学校、病院などの立地状況及び沿道状況を踏まえ、地元、関係区市等の理解と協力を得て、計画的に事業を進めています。また、歩道の整備などにあわせて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差の解消、勾配の改善などに取り組んでいます。<所管部署名>建設局道路管理部安全施設課

#### ②令和4年度と同じ要望

建設局では、区市町村及び所轄警察署等の関係機関が一体となって行なう「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」等を通じ、道路の正しい利用について普及啓発に努めています。また、都道上に放置されている自転車については、警告書を貼付し、利用者に是正を促しています。加えて、長期間放置され所有権を放棄したとみなされるものや、自転車としての機能を喪失しているものについては、撤去・処分し、道路の適正利用に努めています。

<所管部署名>建設局道路管理部監察指導課

### 6. 総務局

#### ①②③令和5年度新規要望

# 各障害種別の要望

## 【盲学校】

### 教育庁

#### 就学奨励費について

就学奨励費を毎年支給していただき、ありがとうございます。引き続き学校経費・就学奨励費の堅持をお願いします。（文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲）

#### 情報保障の環境整備について

##### GIGAスクール構想に伴うタブレット活用について

現状、全盲や弱視など様々な状態の児童・生徒がいるため、弱視の児童・生徒は活用できている現状はありますが、全盲やそれに準ずる障害に応じた児童・生徒への教育をより推進すべく、タブレット端末から連携可能な音声読み上げソフトや音声点字携帯情報端末（ブレイルセンスなど）の導入など、国や都や区が一丸となり進めていただくよう継続してお願いします。（葛飾盲）

#### 学校設備整備・更新について

##### ①エレベーターの改修について

日頃エレベーターを活用している幼児・児童・生徒がおりますが、本校のエレベーターには奥行きがなく、ストレッチャーが入る事ができません。視覚障害だけでなく多様な障害を併せもつ幼児・児童・生徒もおりますので、緊急時にスムーズな救護活動に繋がるようストレッチャーが入るエレベーターへ改修をお願いします。（久我山青光）

##### ②敷地内インターロッキングブロックの平地化について

校舎北側インターロッキングブロック部分には隙間があるため、歩行時につまずく恐れがあります。平地化にすることで、日常の学習活動や緊急時の避難場所としての使用が可能となります。平地化をお願いします。（文京盲）

##### ③寄宿舎の畳の設置について

寄宿舎を利用する生徒には、障害の特性により、床にベッドでの生活が困難な生徒もおります。現在文京盲学校には畳敷きの部屋が足りず、ジョイントマットで対応しておりますが、ずれやすくクッション性も低く使いづらいです。耐久性も低いいため、畳敷きへ改修をお願いします。（文京盲）

##### ④寄宿舎の雨漏りについて

昨年度の要望を受けて、雨漏りの視察に来ていただきありがとうございました。今年度は壁の補修工事が入ると聞いております。児童・生徒が安心して過ごせる寄宿舎環境のため、引き続き対応をお願いします。（八王子盲）

#### 教職員等の配置について

##### ①寄宿舎指導員の増員及び適用について

昨年は「寄宿舎指導員の新規採用試験」を行っていただきありがとうございました。しかしながら、東京都の盲学校寄宿舎指導員の増加には結びつかなかったため、継続して本年も実施いただけるようお願いします。寄宿舎は学習保障の観点からも必要不可欠です。人権尊重からの同性介助の必要性がある中で、現状の舎生の男女比に実情がともなっておらず、泊数の制限をかけざるを得ない状況となっております。職員の再任用を行ったとしても指導員の不足が将来的に見込まれる状況と合わせて希望する泊数が保証されるよう、舎生の男女比からの職員の適用もよろしくをお願いします。（文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲）

令和4年度要望に対する東京都の回答

東京都教育庁

令和4年度と同じ要望

学校の教育活動に係る経費及び就学奨励費に関しては、必要な経費を措置できるよう、引続き財政当局と調整してまいります。

<令和4年度予算措置額> 就学奨励事業 1,496,449千円  
<所管部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

令和5年度新たな要望

令和5年度新たな要望

令和5年度新たな要望

令和5年度新たな要望

令和5年度修正した要望

施設・設備の改修については、毎年、各学校とヒアリングを実施し、全ての学校の現地調査を行ったうえで、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。ご指摘の雨漏り等については、現在、学校経営支援センターにおいて状況確認中であり、必要に応じ、修繕等に取り組んでまいります。今後も、施設・設備において故障や不具合等が生じた場合には、学校と学校経営支援センターとで連携を図り、迅速に対応してまいります。

<令和4年度予算措置額>

特別支援学校の造改修 1,156,723千円

<所管部課名> 教育庁都立学校教育部特別支援教育課

令和5年度修正した要望

①寄宿舎指導員については、寄宿舎の収容定員を基礎として適切に配置しています。また、個々の寄宿舎における実情を総合的に勘案し、必要に応じて会計年度任用職員を配置しています。都立特別支援学校の寄宿舎指導員の採用については、今後の退職者数等の推移や過員解消の状況を見極めていく必要があります。

<所管部課名> 教育庁人事部人事計画課

## ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置について

本校には途中で視覚障害になった生徒や専攻科の生徒もおり年齢もさまざまです。見えない・見えづらい中で、不安なこともたくさんあります。また、コロナ禍で将来のことに不安を持つ生徒や教職員も少なくありません。心のケアや環境の整備などが必要です。視覚障害に精通したスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を早急にお願いします。(文京盲・葛飾盲・八王子盲)

## ③正規養護教諭の増員配置について

本校在籍352名に対し、会計年度任用職員含め3名の養護教諭が配置されていますが、常時、3人体制は保持できていません。多重的に子供の事故や体調の異変が発生した際に対応しきれない可能性があり、子供たちの安全保持の観点から非常に危険であると考えます。早急に正規の養護教諭3名の配置をお願いします。(久我山青光)

## ④外部専門家等の派遣について

盲重複障害生徒の学習について、聴覚障害を併せ持つ生徒は指文字や触手話などでのコミュニケーションが必要となったり、知的障害を併せ持つ生徒は障害の程度によって学習方法や教材が異なったりと様々です。また、ICT教育も進んでいません。卒業後の生涯学習の基礎を作り豊かな人生を送れるよう、生徒の特性に応じた専門性の高い学習が必要となります。盲・盲ろうの教育経験者や専門性の高い外部専門家の定期的な派遣等早急に対応をお願いします。(文京盲)

## ⑤視覚障害担当教員の育成について

視覚障害担当教員の育成をお願いします。視覚に障害のある幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、視覚障害にかかわる研修などの充実を引き続きお願いします。(八王子盲)

## 東京都都市整備局

### 盲学校最寄り駅へのホームドアの設置について

現在ホームドアの設置は利用者10万人未満の駅にも補助を拡大・充実させていると聞いておりますが、盲学校のあるJR西八王子駅にはまだ設置されておられません。転落事故の危険を回避するためにも、駅の利用者数基準ではなく、白杖利用者数の多い盲学校最寄り駅に優先的にホームドアが設置されるよう、鉄道会社へのご指示、働きかけをお願いします。

(八王子盲・葛飾盲・久我山青光・文京盲)

## 東京都福祉保健局

### ①通学における同行援護・移動支援制度の利用拡大について

東京都内の市区町村62自治体のうち、通学時に同行援護や移動支援の制度を利用出来る自治体はごく僅かであり、自治体によって対応が異なります。兄弟児の世話や保護者の仕事など多くの家庭で、登下校対応に困窮しています。すべての自治体で、通学にも同行援護・移動支援制度の利用ができるよう働きかけをお願いします。(文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲)

### ②盲・盲ろうの障害者支援施設について

盲・盲ろうの生徒が卒業後に利用する、障害に対応した専門性の高い障害者支援施設はとて少なく、障害の程度によっては利用できません。また、身体や知的障害の施設では、盲学校で学んだスキルが発揮できず、充実した生活が送れないケースも多くあります。盲・盲ろうの障害者支援施設の増設をお願いします。

(文京盲・葛飾盲・久我山青光・八王子盲)

令和5年度新たな要望

令和5年度修正した要望

養護教諭については、いわゆる標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。また、異なる障害教育部門を併置する学校に対しては、学校の形態、状況等に応じて追加配置を行っています。都の教職員定数を取り巻く厳しい状況から、配置基準の見直しは困難です。

<所管部署名> 教育庁人事部人事計画課

令和5年度新たな要望

令和5年度新たな要望

東京都都市整備局

令和5年度修正した要望

鉄道利用者の安全性確保のため、ホームドア整備を促進するには、鉄道事業者の積極的な取組が不可欠です。都は、事業者に対して整備を進めるよう積極的に働きかけを行うとともに、事業者の取組を支援するため、平成26年度から利用者10万人以上のJR及び私鉄駅を優先して、整備に対する補助を実施しております。加えて、整備の更なる加速に向けて、令和元年9月に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を取りまとめ、公表致しました。この考え方に基づき、令和2年度からホームドアの整備において、利用者10万人未満の駅にも補助を拡大・充実致しました。引き続き、鉄道事業者の積極的な取組を支援してまいります。なお、JR飯田橋駅のホームドアについては、令和4年度夏頃に供用開始予定となっております。

<令和4年度予算措置額>

ホームドア等整備促進事業 536,779千円

都におけるホームドア整備等に関する調査 50,000千円

<所管部署名> 都市整備局都市基盤部 交通企画課

令和5年度修正した要望

(同行援護の回答)

国の報酬告示において、同行援護サービス費は、「通年かつ長期にわたる外出」は算定できないとされています。一般的に、通学は「通年かつ長期にわたる外出」と考えられるため、同行援護で利用することはできませんが、都では障害者・障害児の支援にかかる法や制度について、障害者等の生活実態に即した効果的な仕組みとするよう、引き続き、国に提案要求してまいります。

(移動支援事業の回答)

移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じて独自に支給内容を定めて実施しています。事業実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っております。また、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財政措置について、引き続き、国へ提案要求してまいります。

<所管部署名>

福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

②令和5年度新たな要望

## 【ろう学校】

### 教育庁への要望

#### 1. 教員の専門性の維持と向上

障害児教育が特別支援教育に一本化される前、ろう学校にはろう教育に精通した職人のような先生が大勢在籍していました。特別支援教育でカバーされる障害の範囲は広がりましたが、教育の専門性は失われかけています。ろう教育の専門性の向上と継承ができるように、異動の配慮や研究会などの仕組みづくりをお願いします。手話力、ろう文化などろう児の特性、どういった配慮が必要か、教員が十分に知識をつけられるようにしてください。

#### 2. 教員の手話教育制度を拡充

手話での学習コミュニケーションが充実するようにしてください。安定した手話環境となるようにお願いします。

#### 3. 聴覚障害に関するコーディネーター（専門職）

##### 専門的な自立活動教員の育成

音声でのやり取り（口話）に期待する人工内耳装用者と、手話を中心にコミュニケーションをはかる子どもたち。どちらにも知識があり、公平な情報提供ができるようにしてください。専門職を育成し、乳幼児相談に配置してください。

#### 4. キャリア教育の充実について

文部科学省においても『キャリア教育』について【今、子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。この視点に立って日々の教育活動を展開することこそが、キャリア教育の実践の姿です。学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、子どもたちの発達の段階にふさわしいキャリア教育をそれぞれの学校で推進・充実させましょう】と、推奨しています。

ろう学校においても子どもたちが将来や進路を考える機会を増やし、将来について視野や興味を広げ、自分らしく生きていくためにキャリア教育を積極的に取り組んでいただきたい。子どもが実際に経験できる参加型を希望しますが、コロナの弊害で、対面指導や卒業生の協力などが得にくくなっていると聞きます。外部講師の講演などの出前授業でも良いので子どもたちに一つでも多くの職種・職業にふれる機会を設けて欲しいです。また、ロールモデルとしての成人ろう者の情報が乏しく、聾児をもつ親として、将来どんな子に育つのか不安に思っています。成人ろう者の講演会、聾教育専門の先生の講演会、手話に関する情報等々、ろう難聴に関する情報を得られる環境を整えてください。

過去の事例から、外部講師に依頼する講演料より手話通訳者やパソコン要約筆記等の情報保障費の方が高くなるケースが多いです。キャリア教育実施のための体制整備等の予算を設けてください。

#### 5. 児童・生徒と同じ端末を先生方も利用できるように

G I G Aスクール端末、マスク端末など一人1台の端末を使った学習が広がっていますが、児童・生徒の利用する機器と先生方が利用する機器が異なり、説明の際に児童・生徒に伝わりにくい時があります。先生方も同じ機器を利用できるように、環境整備を進めていただき、より一層の活用をお願いします。

令和4年度要望に対する東京都の回答

教育庁

##### 1. 令和5年度修正した要望

ろう教育の専門性を確保するために、教員の配置に当たっては、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮してきめ細かな対応を行っています。また、教職員を対象に学校生活や授業に必要な手話の研修等を行い、全ての教員が手話も用いながら指導ができるよう努めるとともに、障害種別の校長会が企画する実践研究会を支援し、聴覚障害教育の専門性を高める研究実践を推進しています。今後ともこうした取組を継続しつつ、ろう教育の専門性の確保のための仕組みづくりに引き続き取り組んでいきます。  
＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課

##### 2. 令和5年度新たな要望

##### 3. 令和5年度修正した要望

今年度の教員採用選考においては、「自立活動」の教員の募集を行いました。今後も欠員等の状況を見ながら、必要な教員の採用を行っています。  
＜所管部課名＞教育庁人事課

##### 4. 令和5年度新たな要望

##### 5. 令和5年度新たな要望



## 6. 部活動の指導者に手話など通じる方の派遣をお願いします

都立高校の部活動では、指導者を外部に委ねる流れがあります。都立ろう学校の部活動においても、都立高校と同様に外部指導員、特に手話でのコミュニケーションに支障の無い方の派遣をお願いします。

## 7. 立川学園聴覚障害部門のスクールバス継続と充実

聴覚に障害のある子供の一人通学には危険が伴うため、知的障害や肢体不自由のある児童・生徒と同様に、今後もスクールバスの継続をお願いします。立川学園の開校に伴い、知的障害教育部門と同様に、聴覚障害教育部門の児童の通学安全性と利便性向上を図ってください。

## 福祉保健局への要望

### 1. 共働き家庭等の増加に伴う支援の充実

共働きや一人親家庭、出産等、さまざまな理由で子供の送迎や放課後の養育が困難な家庭が増えています。ろう学校では、幼稚部・小学部に保育機能や学童保育などがなく、送迎のヘルパー派遣などの助成についても、市区町村によっては受けることができません。ろう学校に在籍する子供たちが、安心・安全に通学でき、保護者が帰るまでの間も不安なく過ごせるよう、送迎のヘルパー派遣、聴覚障害児のデイサービスの充実等の支援や助成をお願いします。

### 2. 身体障害者手帳の交付されていない子供に対する補聴器、イヤモールドの助成拡大

身体障害者手帳の交付されていない子供について、補聴器の購入費用の助成はありますが、補聴器が故障した場合の修理やイヤモールド（個人に合わせて作る耳栓）のみの購入は助成の対象外です。イヤモールドについては、特に乳幼児期は成長に伴い最低1年に1回は作り替える必要があります。また幼少期は補聴器の故障も多くあります。イヤモールドの助成や補聴器の修理等、助成の拡大をお願いします。

### 3. 補装具・周辺機器を充実させてください

- ① 都立ろう学校に新しい集団補聴システム、ロジャー（Rodger）が導入されます。従来の赤外線より強力でクリアな音声を届けられるようになりますが、利用には対応した補聴器・補助具（シュー）が必要で、特に補助具への補助は区市町村によって異なります。都として共通の支援をお願いします。
- ② ロジャーのように、補装具や周辺機器は日々進歩しています。ファクシミリがメールやスマートフォンに置き換わったように、古い機器の補助廃止や新たな周辺機器への補助を検討してください。

例) ・電子メモパッドの普及  
・音を光と振動に置き換えて伝える機器「ontena」の導入

### 4. 新生児聴覚スクリーニングで産婦人科から耳鼻科に紹介される際の情報提供の仕組みづくりをお願いします

出産した病院により紹介される耳鼻科が限定していて、病院によっては乳幼児の聴覚障害に精通していない医師や言語聴覚士であったり、言語聴覚士を置いていない病院もあります。

## 6. 令和5年度新たな要望

### 7. 令和5年度修正した要望

障害のある児童・生徒の通学は、将来の生活自立に備えて、可能限り一人通学を原則としていますが、一人通学への移行の配慮や通学に伴う付添者の負担を軽減することを目的にスクールバスを運行しています。聴覚障害特別支援学校については、最寄り駅から遠い学校にスクールバスを配車し、幼稚部及び小学部低学年の児童を優先的に乗車することとしています。今後も適切に運行していきます。

<所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

## 福祉保健局

### 1. 令和4年度と同じ要望

放課後等デイサービスの支援内容は、事業所により様々であることから、都は、国へ提案要求するとともに、専門職の配置状況やサービス提供の実態のほか、令和3年の報酬改定が収支に与える影響について調査し、都内約千か所の事業所のうち約七割から回答を得ました。あわせて、経営やサービスの向上に向けた取組について、個別の事業者や関係団体と意見交換し、実態把握に取り組んできました。こうしたことを踏まえ、令和4年度から、支援の質向上に取り組む放課後等デイサービス事業所に対し、補助を行うための予算を措置しています。

<令和4年度予算措置額>

都型放課後等デイサービス事業 306,620千円

<所管部課名>

福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

### 2. 令和5年度修正した要望

都では中等度難聴時発達支援事業において、補聴器等についての助成については、機器を更新する場合には補装具制度と同様に前回支給から5年以上経過していることを条件としている。ただし、災害等本人の責めに帰ることができない事情により損失・毀損した場合には5年を経過しなくとも新たに補聴器等の購入費の一部を助成できるものとしています。

<令和4年度予算措置額>

障害者施策推進区市町村包括補助事業 13,235,000千円（内数）

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

### 3. 令和5年度新たな要望

### 4. 令和5年度新たな要望

## 【肢体不自由特別支援学校】

### 教育庁

#### 1. ICT機器を活用した教育の充実

一人1台のタブレットを活用するためには、障害状況や学習進度が様々である児童・生徒の個々の興味関心に応じたコンテンツ作成と、タブレットにアクセスしやすい入出力装置の選択が必要となります。教員、ICT支援員、保護者が連携できるような体制整備と繰り返し取り組める学習機会の確保をお願いします。また、オンライン授業の更なる充実をお願いします。そして、肢体不自由児のICT機器活用の事例収集を進めてください。

#### 2. 副籍交流と学校間交流

副籍交流は、直接交流をする児童・生徒同士にとって良い影響となるとも有意義な制度です。近年のインクルーシブ教育への取り組みにも通じるよう、区市町村を主体とした積極的な課題解決に向けて、東京都から働きかけをお願いします。オンラインによる居住地の学校との学校間交流の実現をお願いします。区市町村が積極的に受け入れることができるよう、東京都から働きかけをお願いします。

#### 3. 外部専門家を活用した教員の専門性の向上

肢体不自由児の抱える困難さは多様であり、外部専門家の関わりを増やすとともに、事例を共有する仕組みをつくり、保護者にも情報を共有し高めあえる環境づくりをお願いします。

#### 4. 重度・重複学級の増設

重度・重複障害は複雑化や多様化し、増加傾向にあります。それに対して重度・重複学級の数は増えていません。重度・重複学級の増加を認めてもらえるよう、国への働きかけをお願いします。

#### 5. 「スクールカウンセラー」の配置

必要な時にすぐに相談ができる環境にするために肢体不自由特別支援学校にも「スクールカウンセラー」の配置をお願いします。

#### 6. チャレンジ雇用制度における就職先の拡充

採用後の障害種別ごとの課題集約を確実に行っていただき、今後の採用につながる環境整備等の取り組みを進めてください。肢体不自由児新卒者の就労という観点から、今後、身体就労枠の新卒者就労割合等について、誰もが把握できる情報公開をお願いします。現在の条件にとらわれない肢体不自由児新卒者に対する採用として、新たな職域の創設をお願いします。

### 福祉保健局

#### 1. 重症心身障害児を受け入れる放課後等支援の更なる充実

重症心身障害児を受け入れる事業所の設置を更に促進してください。東京都独自の加算をお願いします。また、入浴サービスを提供している放課後等デイサービス事業所に対し東京都独自の加算をお願いします。

#### 2. ICT機器を日常に活用するための環境整備

在学中に身につけた力を卒業後も活用して豊かな生活ができるよう、卒業後もICT機器を利用できるように人材面も含めた環境整備をお願いします。

#### 3. 共生型サービス（地域共生社会の実現）

誰もが集まりつながれる複合的福祉施設や共生型サービスが増えていくことで、地域共生社会の実現につながります。介護施設の関わる者に幅広く障害児・者の深い理解につながる研修や実習等の実際的な支援をお願いします。

#### 4. 災害時の支援

要配慮者が即座に避難できるよう、各区市町村と福祉避難所となる施設・事業所とが密に連絡を取り合えるよう体制を強化してください。特別支援学校に通う児童・生徒が発災後すぐに自分の通う学校へ避難ができるよう体制を整えてください。また、一般避難所及び福祉避難所に、命をつなぐための物品（医療機器用の電源、チューブ類、ガーゼ、アルコール綿、小児用おむつ、ミキサー食等の形態食、とろみ剤等）の備蓄をお願いします。要配慮者の個別課題を具体的に抽出し、情報と物品の地域間格差を解消してください。

### 教育庁

1. 令和5年度修正した要望／小学部・中学部における一人1台端末等々の整備を行っています。高等部における一人1台端末については、中学校段階で一人1台端末の環境により学んだ生徒が進学する令和4年度の新入生から、各校が複数の仕様の中から子供たちの障害の特性に応じて適切な端末を選択し、生徒所有の端末として活用できる仕組みを導入します。その上で、端末等の購入に係る保護者の費用負担については、就学奨励事業の拡充を図り適切に支援します。また、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」における取組として、令和3年度中に全特別支援学校の校内無線LAN環境整備を行いました。さらに、各校において教員のデジタル活用の総合的な能力を高めるため、校内でのデジタル活用推進の核を担う教員を対象とした研修等を実施するとともに、障害の状況に応じた効果的な活用事例を周知していきます。さらに、ICT支援員の定期的な連絡会を設定し、各学校においてデジタルサポーター（ICT支援員）とPT、OT等の外部専門家や自立活動担当教員が連携し、障害の状況に応じた適切な活用が進められるよう、取組状況についての情報共有を図るなど、支援していきます。<令和4年度予算措置額>〇特支GIGAスクール構想導入総額140,822千円〇特支無線総額343,336千円〇デジタルサポーター（ICT支援員）総額2,599,000千円〇中核教員向け研修総額50,635千円〇就学奨励事業総額1,496,449千円<所管部課名>教育庁総務部教育政策（ICTライヴ）

2. 令和5年度修正した要望／都教育委員会は、平成26年3月に「副籍ガイドブック」及び平成27年3月に副籍交流例&アイデア集」を作成し、在籍する特別支援学校や地域指定校である小・中学校に求められる役割や、保護者又は保護者に代わるボランティア等による付加価値の意義と必要性、交流活動の実践事例等を示し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。さらに、都教育委員会は、特別支援学校の教員が交流の前に小・中学校に出向き、交流する児童・生徒の得意なことや配慮が必要なことなどを伝える「理解推進授業」の推進を図っています。コロナ禍においては、感染症対策に配慮した新たな交流の工夫として、オンラインで挨拶を交わしたり意見交換をしたりする取組が試行されており、このことについて各特別支援学校に周知しています。今後は、保護者等を対象とした調査を実施して、現在の課題を改めて把握し、充実策を検討します。<令和4年度予算措置額>副籍制度の充実に向けた調査1,000千円<所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

3. 令和5年度修正した要望／都教育委員会は、各学校が学校生活支援シート（個別的教育支援計画）を作成するに当たり、保護者から将来への希望を聞き取り、長期的な支援の目標を設定するとともに、その時点での具体的な支援について明らかにするよう指導・助言しています。また、個別指導計画を作成する際に外部専門家と連携するなどして、児童・生徒一人一人の実態等に応じた指導の充実にも努めるよう周知しています。また、令和3年3月に作成した指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」では、都立特別支援学校に対して、児童・生徒の障害の種類や程度に応じた指導の充実に向けて、外部専門家を活用した校内研修やOJTの充実を図るよう周知しました。都教育委員会は、今後もこれらの指導資料等により、学校への指導・助言を行ってまいります。

### <所管部課名>教育庁指導部特別支援教育指導課

4. 令和4年度と同じ要望／重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会は、法の定める障害の程度に該当するかどうかについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数に達していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望していきます。

### <所管部課名>教育庁都立学校教育部特別支援教育課

5. 令和4年度と同じ要望／スクールカウンセラーの配置は、平成7年度から国の委託事業として開始してきました。この間、国の補助率が2分の1から3分の1に変更となるなど、都の負担が増加しています。令和4年度においては、都立特別支援学校においてスクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させるモデル事業を実施していきます。現状では、スクールカウンセラーの配置を特別支援学校へ拡充することは困難な状況であり、今後の国の動向を注視するとともに、引き続き、補助率の見直し等についての財源支援を国に働きかけていきます。<令和4年度予算措置額>4,893,719千円<所管部課名>教育庁指導部指導企画課

6. 令和5年度新たな要望

### 福祉保健局

1. 令和5年度修正した要望／都は、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」を定め、施設整備に係る設置者負担の特別助成を実施しており、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、未設置地域における整備費補助額を上乗せし、障害児の支援体制の構築を図っています。また、都は、令和3年度より、重症心身障害児や医療的ケア児の放課後等支援の充実を図るため、地域の実情に応じて専門職の配置や送迎支援等の事業を行う区市町村に対する補助事業を開始したところです。国に対しては、主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者の障害特性に配慮し、サービスの実態に即した報酬水準に改善すること。」「児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、肢体不自由のある児童や比較的重度の障害のある児童等の受入れに対する評価をさらに充実するなど、サービス提供の実態に即した報酬水準となるよう一層の改善を行うこと。」等について要望したところです。引き続き国に対して働きかけを行っていきます。<令和4年度予算措置額>障害児の放課後等支援事業105,000千円<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

2. 令和5年度修正した要望／日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法の区市町村地域生活支援事業に位置づけられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で実施

## 5. 新型コロナウイルス感染症対策

病床のひつ迫により、重症心身障害児・者が入院できない事態が起っています。罹患した際、速やかに適切な病院に入院して看護が受けられるよう、早急に対策を講じてください。また、副反応があった方に、寄り添う体制を整えてください。

## 6. 危険な北療育医療センター駐車場の早急な改修

北療育医療センターでは駐車場の出入りが非常に危険です。早急な対応をお願いします。

## 都市整備局

### 1. インクルーシブ遊具の設置拡充のお願い

インクルーシブ遊具設置と合わせトイレへの介助用ベッド＝ユニバーサルシート設置の必要性が広く浸透していません。都立公園への設置拡充と合わせ、さらに、積極的な区市町村への普及・啓発促進をお願いします。

### 2. 鉄道駅のホームドアの設置のお願い

JR・私鉄のホームドアの設置率は低く、接触事故や転落事故は無くなっていません。卒業後の就労条件が「介助なく一人で通学すること」であり、児童・生徒が多く利用する乗換駅にもホームドアの設置をお願いします。

## 病院経営本部

### 1. 重症心身障害児・者向けの設備について

小児総合医療センターに施設・設備の早急な拡充をお願いします。

- (1) 新設された障害者用駐車場について：駐車場に屋根が設置されておらず、車いすやストレッチャーで通院している児童・生徒が雨天時に利用するのに難しい仕様になっています。屋根の設置をお願いします。
- (2) おむつ替え用スペースについて：おむつ替え専用の簡易ベッド（高等部生徒の使用も想定したサイズ）の確保をお願いします。

### 2. 重症心身障害児・者が病院を利用しやすくするための専門家評価の導入

重症心身障害児・者には、健常者とは大きく異なった対応が必要になります。第三者評価を行ってください。そして、その評価に基づいて具体的な改善策を提示し、改善状況も含めこうした一連の流れを利用者に情報開示してください。

### 3. 地方独立行政法人移行に際しての予算確保と関係情報の開示

重症心身障害児・者に対応する施策には多大なコストがかかります。地方独立行政法人への移行にあたり、移行が予算削減に結び付き、利用者にしわ寄せが及ぶことのないよう具体的な予算の内訳等詳細の説明をお願いします。

## 産業労働局

### 1. 肢体不自由児の就労に向けた現状把握と職業教育の充実

- (1) 児童・生徒の特性は多様化し、伴って進路や希望も多様化しています。卒業後の就労施策の充実に向け、まずは現状把握のために学校視察を行い、就業支援計画の策定や一般企業等への障害者雇用の促進にいかしてください。
- (2) 肢体不自由と知的障害を併せ有する生徒のためにも、肢体不自由特別支援学校高等部に、社会的自立に向けた職業教育の拠点となる就業技術科・職能開発科の設置をお願いします。

### 2. 卒業時の就労支援の充実

企業に肢体不自由者が就職する場合、就労経験者が雇用される傾向があります。企業の新卒者採用を促進する施策と企業育成の体制整備、構築をお願いします。

### 3. 重症心身障害児の保護者の能力をいかす働き方の充実

肢体不自由特別支援学校に通う児童・生徒の保護者の多くが、社会の中で働く機会や場所を求めています。柔軟な働き方が選択できるよう、企業への働きかけと社会の障害理解のための普及啓発を進めてください。

しています。事業の実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っています。また、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財源措置について、引き続き国に要望してまいります。

<所管部課名>福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

3. 令和5年度修正した要望／(高齢分野) 都は、「共生型サービス」が普及し、適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組みについて、必要な情報を提供していきます。(障害分野) 共生型サービスの制度は、人員配置や設備要件などの届出基準に特例を設けることにより、介護サービス事業所が障害福祉サービスを提供する際の要件が緩和され、近隣の介護サービス事業者が共生型障害福祉サービス事業所になることで、身近な場所でのサービス提供が可能となります。都は、必要な障害福祉サービスを確保できるよう、地域生活基盤の整備を引き続き進めてまいります。

<所管部課名>福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課、障害者施策推進部地域生活支援課

4. 令和5年度修正した要望／都では、区市町村と連携し、避難所への避難者が被災後3日間に必要な物資を備蓄等により確保しています。そのうち要配慮者向けには、高齢者や障下障害の方に配慮した白がゆのアルファ化米やオストメイト用のストーマ装具等の物資を備蓄しています。また、発災時には、民間事業者との物資の調達に関する協定に基づき、避難所で必要なマスク、ウェットティッシュ等の衛生材料を確保することとしています。都では、電力供給の停止が、そのまま生命の危険に直結する恐れのある在宅人工呼吸器使用者が停電時等に必要とする物品の整備に取り組み区市町村を、「医療保健政策区市町村包括補助事業」により支援しており、令和3年12月からは対象物品として、自家発電装置、無停電電源装置及び吸引器に加え、蓄電池を追加しております。また、日常生活用具給付事業は、障害者総合支援法の区市町村地域生活支援事業に位置づけられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で実施しています。事業の実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行っています。また、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財源措置について、引き続き国に要望してまいります。

<令和4年度予算措置額>医療保健政策区市町村包括補助補助事業2,500,000千円(内数) <所管部課名>福祉保健局医療政策部医療政策課、生活福祉部計画課、障害者施策推進部地域生活支援課

5. 令和5年度修正した要望／都は医療を必要とする方に症状に応じて適切な医療を提供するため、新型コロナ病床を約6,600床確保するとともに、酸素医療提供ステーションや入院待機ステーションを確保しています。また医学的に症状が軽く必ずしも入院治療が必要でない方等は、宿泊療養を基本として施設の確保を進めています。こうした取り組みを今後も進め、通常医療も含め医療提供体制の確保に努めていきます。都では、区市町村が実施する小児初期救急医療事業に対して支援を行うとともに、入院が必要な救急患者に対し、小児科医師が24時間体制で診療を行う小児の二次救急医療機関を確保しています。また、重篤な救急患者を迅速に受け入れ高度な救命治療を行う東京都こども救命センターを設置し、小児の三次救急医療体制を確保しています。引き続き、入院を必要とする子供たちが適切に医療を受けられるよう、小児医療体制の確保を図っていきます。新型コロナウイルスワクチンの接種については、国が優先順位を定めていて、都道府県の協力のもと区市町村において実施することになっています。接種順位については国が決定しますが、その接種順位の中で各区市町村は裁量をもって接種を進めていくこととなり、国による一般接種が始まった段階で保育士や教員を優先的に接種できる体制を取ることにについては、各自自治体が裁量を有するものとなっています。一方で、都では広域自治体としての観点から大規模接種会場を設置、運営して、都民の安全・安心を守る方や東京の都市活動を支える方について年齢、住所地を問わずワクチン接種を実施しています。またワクチン接種に伴う副反応については、医師や看護師、保健師などの専門職が土日祝日を含む毎日、24時間対応ができる専用の相談窓口を設けるとともに、専門的な医療機関についても確保しています。今度も、いただいた意見等も踏まえながら住民接種を進める区市町村と連携しながら取り組みを進めていきたいと思います。

<所管部課名>感染症対策部 計画課

6. 令和5年度新たな要望

## 都市整備局

1. 令和5年度新たな要望
2. 令和5年度新たな要望

## 病院経営本部

1. 令和5年度修正した要望／小児総合医療センターでは、ユニバーサルシート付トイレを外来に2箇所設置しております。今年度から、「長時間でのご利用は控えていただき、譲り合いでのご利用をお願いいたします。」という注意喚起の掲示を行い、より多くの方に御利用いただけるように工夫を図っています。今後とも、来院される方のサービス向上に向け取り組んでまいります。
- <所管部課名>病院経営本部経営企画部総務課
2. 令和5年度修正した要望／小児総合医療センターでは、患者さんが来院時から診察や検査、会計などの場面で院内のどこでも連絡を受けることができ、待ち時間を有効に活用できるよう、「呼出機」を導入しています。診察の待ち時間の可視化や「呼出機」の使用範囲の駐車場等建物外への拡大等については、大規模な機器の入替やシステムの変更、通信設備の新設のほか、運用の見直しが必要であり、直ちに対応することは困難ですが、今後も、待ち時間の軽減が図れるよう、患者サービスの向上に努めていきます。また、小児総合医療センターのERにおいては、より緊急性の高い患者さんを優先して診察するため、医師が診察室を判断し、順次患者さんの呼び出しを行っています。感染防止対策については、受付時の問診等により、感染症の可能性のある患者さんは、通常の待合室とは別の場所に案内するなど、来院された患者さんが安心して受診していただけるよう対応しています。
- <所管部課名>病院経営本部サービス推進部事業支援課
3. 令和5年度新たな要望

## 産業労働局

- 1～3. 令和5年度新たな要望

## 【知的障害特別支援学校】

### 教育庁

#### 【都立学校教育部】

1. 児童・生徒が障害特性に応じた適切な教育が受けられるよう、重度・重複学級の設置など、実態に即した学級編制をお願いします。
2. 校舎の老朽化にともなう雨漏り、トイレの配管の不具合のほか、冷暖房施設の故障、人工芝の劣化など、不適切な環境の早急な改善をお願いします。
3. 児童・生徒の増加に伴う教室不足の解消のため増改修計画の抜本的な見直しをお願いします。

#### 【人事部】

1. 地域との連携や地域の学校との連携・理解啓発を推進するため、全ての学校に、特別支援教育コーディネーターの定数配置をお願いします。
2. 子供たちは新型コロナウイルス感染症対策のため、不安定な生活を送っています。また、障害の多様性や思春期により、心のケアが必要な児童・生徒が増えています。専門的・中立的な立場で支援できるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置をお願いします。

#### 【指導部】

1. 一人一人の児童・生徒に合わせて活用できるよう、ICT教材活用事例の共有や教職員が実践するためのサポート体制の強化をお願いします。

#### 【地域教育支援部】

1. 副籍制度の地域指定校教員の障害への理解啓発、保護者以外の同行利用制度の策定やオンラインなど新たな活動を促進するよう、区市町村および教育委員会への指導・助言をお願いします。

### 福祉保健局

1. 放課後等デイサービスにおいて、児童・生徒の障害の多様化に応じた人員配置ができるような報酬制度にするとともに、保護者の就労を支援するための時間延長や長期休暇時の制度整備をお願いします。
2. 福祉に携わる人材不足への対策として、人材育成や職場の環境整備・給与水準をはじめ処遇の改善をお願いします。

令和4年度要望に対する東京都の回答

1. 令和4年度と同じ要望／重度重複学級の対象となる重複障害の認定に当たっては、学校教育法施行令に定める障害の程度に二つ以上該当することが必要です。都教育委員会では、法で定める障害の程度に該当するか否かについて、発達や行動、疾病等の側面から総合的に判断し、重度重複学級の対象となる児童・生徒を認定しています。なお、特別支援学校には、重度重複障害のある子供が一定数在籍していることから、都は国に対して、手厚い指導や支援を必要とする者に対する指導体制の在り方の検討について、要望していきます。

＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
2. 令和5年度修正した要望／特別支援学校の施設・設備の改修については、毎年、各学校とヒアリングを実施し、全ての学校の現地調査を行った上で、危険防止・安全確保など優先度の高いものから計画的に実施しています。具体的には、特に空調、雨漏り、トイレに関するものとしては、今年度の工事案件として、空調改修工事は武蔵台学園、田無特別支援学校、外壁改修工事（防水を含む）は板橋特別支援学校を計画しております。また、今年度の設計案件としては、空調改修は足立特別支援学校と板橋特別支援学校、外壁改修は調布特別支援学校、トイレ改修は石神井特別支援学校を計画しております。また、緊急を要する修繕等については、学校と学校経営支援センターとで連携を図り、迅速に対応しています。今後とも、施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、児童・生徒の安全・安心の確保を最優先に、施設・設備の改修等に努めていきます。

＜令和4年度予算措置額＞特別支援学校の造改修1,156,723千円  
特別支援学校の環境改善（空調設備）1,038,074千円  
＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
3. 令和4年度と同じ要望／教育環境の整備については、東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、学校の新設や増築をはじめ、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図り、学級数の普通教室を確保することとしています。

＜令和4年度予算措置額＞特別支援教育推進計画に基づく改築2,510,094千円  
特別支援教育推進計画に基づく増改修等11,127,943千円  
＜所管部課名＞教育庁都立学校教育部特別支援教育課

1. 令和4年度と同じ要望／特別支援学校のセンターの機能の充実を図るため、学校の実情等を勘案して、特別支援教育コーディネーター担当教員の加配を行うとともに、加配措置のない学校に対しては講師時数を措置しています。教職員定数を取り巻く状況が厳しい中、加配の拡大は困難です。＜所管部課名＞教育庁人事部

2. 令和5年度修正した要望／スクールカウンセラーの配置は、平成7年度から国の委託事業として開始してきました。この間、国の補助率が2分の1から3分の1に変更となるなど、都の負担が増加しています。令和4年度においては、都立特別支援学校においてスクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させるモデル事業を実施していきます。現状では、スクールカウンセラーの配置を特別支援学校へ拡充することは困難な状況ですが、今後の国の動向を注視するとともに、引き続き、補助率の見直し等についての財源支援を国に働きかけていきます。都教育委員会では、ユースソーシャルワーカーを採用し、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した学校（継続派遣校）に派遣するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて派遣し、就労や再就学に向けた支援を行っています。特別支援学校から要請があった場合にも要請に応じて、きめ細かく支援していきます。

＜令和4年度予算措置額＞都立学校における不登校・中途退学対策471,885千円  
スクールカウンセラー4,893,719千円

＜所管部課名＞教育庁指導部指導企画課・地域教育支援部生涯学習課  
1. 令和5年度修正した要望／各学校のデジタル活用を支援するため、障害の状況に応じた効果的な活用事例を周知するとともに、デジタルサポーター（ICT支援員）を全校に常駐配置し、PT、OT等の外部専門家や自立活動担当教員との連携により、障害の状況に応じた適切な利活用が進められるよう、取組状況についての情報共有を図るなど、支援していきます。＜令和4年度予算措置額＞デジタルサポーター（ICT支援員）総額2,599,000千円  
中核教員向け研修総額50,635千円

＜所管部課名＞教育庁指導部、総務部教育政策課（ICTライン）  
1. 令和5年度修正した要望／都教育委員会は、区市町村教育委員会に対し、平成26年3月に「副籍ガイドブック」及び平成27年3月に「副籍交流例&アイデア集」を配布し、担任教員、受け入れ先の教員、保護者、コーディネーター等のそれぞれの役割や実践事例を示し、副籍制度について周知を図っています。また、区市町村教育委員会担当指導主事を対象とした連絡協議会等を活用して、副籍制度の意義や実施方法、充実策等について周知するとともに、必要な指導・助言を行っています。今後は、保護者等を対象とした調査を実施して、現在の課題を改めて把握し、充実策を検討します。

＜令和4年度予算措置額＞副籍制度の充実に向けた調査1,000千円  
＜所管部課名＞教育庁指導部特別支援教育指導課

1. 令和5年度修正した要望／放課後等デイサービスの支援内容は、事業所により様々であることから、都は、国へ提案要求するとともに、専門職の配置状況やサービス提供の実態のほか、令和3年の報酬改定が収支に与える影響について調査し、都内約千か所の事業所のうち約七割から回答を得ました。あわせて、経営やサービスの向上に向けた取組について、個別の事業者や関係団体と意見交換し、実態把握に取り組んできました。今後、その結果も踏まえながら、放課後等デイサービスの更なる質の向上に向けて取り組んでいきます。また、都は、事業所の新規開設を希望する法人に対して、指定協議説明会への参加を求め、運営基準等の説明を行うとともに、虐待防止など障害児の適切な支援に当たり遵守すべき事項や、従業者の研修機会の確保等について周知徹底を図っています。運営開始後は、国のガイドラインに沿って、支援の質の向上と運営の適正化を図るよう指導しており、今後も、区市町村等と連携し、適切な運営指導等を行っていきます。

＜令和4年度予算措置額＞〇都型放課後等デイサービス事業306,620千円

＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課  
2. 令和4年度と同じ要望／職員の人件費をはじめとする事業の運営に要する費用については、基本的に給付費でまかなわれるべきであり、障害福祉サービスの報酬単価については、事業者が安定した事業

3. 移動支援事業について、区市町村により支給決定基準やサービス内容に差が出ないよう都の事業とし、将来の自立に向けての訓練のためにも通学・通所に利用できるよう利用目的を拡充してください。
4. 就学前から卒業後まで、知的障害児・者および学校・事業所・行政と連携して長期にわたり支援する相談支援事業所の拡充をお願いします。
5. 地域に知的・発達障害に理解のある医療機関が少なく、安心して受診することができません。障害児・者が全ての医療機関で適切な医療を受けられるよう、更なる理解啓発をお願いします。
6. 障害児が新型コロナウイルス感染症に感染した際、一人での隔離療養には不安があります。医療機関で安心して適切な医療を受けられるよう、専門の相談窓口の設置をお願いします。

## 産業労働局

1. 生徒の個々の適性を把握し、障害特性に見合った対応をすることで就労機会を得られ、定着できるよう、ジョブコーチの更なる増員と、個々のニーズに合わせた利用ができる支援体制の強化、合理的配慮についての理解啓発活動の強化をお願いします。

## 総務局

1. 大規模災害時・緊急時において、福祉避難所が近くにない場合、地域の避難所で長時間過ごすことのできる配慮を得られるよう区市町村に働きかけ、支援体制の整備をお願いします。
2. 知的障害者の雇用機会が広がるよう職種の拡充を行い、都が積極的な雇用を行って、チャレンジ雇用の更なる拡大・充実をお願いします。

## 病院経営本部

1. 都立病院の全診療科における障害児・者の検査・診察の工夫を、他の医療機関に普及させるための取り組みを行い、知的障害児・者に対応できる医療スタッフの養成を含め、体制を整備するための働きかけをお願いします。

運営を行うことができるよう設定される必要があると考えています。このため、都は国に対し、障害者を支える人材確保、良質なサービス提供のため、サービス全般にわたり基本的報酬の改善を行うことなどを提案要求しています。また、都は、障害福祉人材の確保・育成・定着を図るため、障害福祉サービス事業所を運営する法人責任者や管理者等を対象として、職場環境の改善や人材マネジメント能力の向上に繋がる研修を行う「経営管理研修事業」や、障害福祉サービス事業所等で働く職員による介護福祉士と精神保健福祉士等の国家資格取得を支援する「現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業」を実施しています。引き続き、障害福祉人材の確保・育成・定着に向けて取り組んでいきます。＜令和4年度予算措置額＞○障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業13,221千円 ○現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業24,528千円

＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
3令和4年度と同じ要望／移動支援事業は、区市町村地域生活支援事業に位置付けられ、各区市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じて独自に支給内容を定めて実施しています。事業実施に必要な費用については、都としても応分の負担を行なっております。また、区市町村の財政力により格差が生じないよう、十分な財政措置について、引き続き、国へ提案要求してまいります。

＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課  
4. 令和4年度と同じ要望／障害児相談支援については、障害の疑いのある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる役割を担っています。このため、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図るため、区市町村が関係機関との連携の下で、ライフステージに応じた支援体制を確保できるよう、相談支援専門員の養成・確保を着実に進めてまいります。

＜所管部課名＞福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課  
5. 令和4年度と同じ要望／平成28年1月に国が示した「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」では、例えば、知的障害のある方は、言葉による説明などを理解しにくい場合があるため、ゆっくり、丁寧に、わかりやすく話すことや、写真や絵など、わかりやすい情報提供を工夫すること等が、主な対応として例示されているなど、知的障害をはじめとする障害特性と対応時に配慮すべき事項がまとめられています。こうした例を参考に、それぞれの障害特性に応じた合理的配慮が図られるよう、都は、ガイドラインについて診療科を問わず、全医療機関に周知し、取組を進めていただくようお願いしています。＜所管部課名＞福祉保健局医療政策部医療政策課  
6. 令和5年度新たな要望

1. 令和4年度と同じ要望／都では、平成20年度から東京ジョブコーチ支援事業を実施し、障害者を雇用する中小企業等の現場ヘジョブコーチを派遣して職場定着を支援しています。東京ジョブコーチは、事業開始当初の60人から77人に増員し、定着支援の拡充・強化を図っています。令和元年度には東京ジョブコーチセンターを開設し、窓口での相談が可能になり、一層企業ごとのニーズに合わせた支援ができるようになりました。加えて、平成28年度から、企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働く職場の社員を対象に、「職場内障害者サポーター養成講座」を実施しています。講座修了者が職場内障害者サポーターとして、職場の障害者を6か月間支援した場合は、奨励金を支給しています。令和2年度には、サポーター養成講座の定員を拡大し、多くのサポーターを養成するとともに、登録したサポーターの知識等をアップデートしていくために、アフターフォローアップ研修を開始しました。併せて、「障害者雇用促進ハンドブック」の中で、「障害者に関する法律」という項目を設け、差別禁止や合理的配慮について分かりやすく記載し、障害のある方に安心して働いていただけるよう、企業に対し広く周知を図っています。引き続き、就労定着につながる支援体制の強化や啓発に努めてまいります。＜令和4年度予算措置額＞  
【東京ジョブコーチ支援事業】203,360千円  
【職場内障害者サポーター事業】58,488千円  
【重度障害者等の雇用対策】2,934千円

＜所管部課名＞産業労働局雇用就業部就業推進課  
1. 令和5年度修正した要望／東京都においては、教育庁を含めた各局の非常時優先業務や、業務継続のための取組等をまとめた「東京都業務継続計画（都政のBCP）」を作成しています。

＜所管部課名＞教育庁総務部総務課  
2. 令和5年度修正した要望／誰もが生き生きと活躍できる社会の実現のため、障害者の方々がその能力や適性に応じて働くことができるよう、東京都が率先して取り組むことは重要です。都においては、昭和56年度より身体障害者を対象とした常勤職員の採用選考を実施しており、平成29年度選考からは知的障害者、精神障害者にも対象を拡大し、障害者雇用の門戸をさらに広げています。また、平成30年度から、知的障害者を対象に、総務局において非常勤職員であるオフィスサポーターの採用を開始し、雇用の拡大に努めています。さらに、令和2年度より、非常勤職員から常勤職員へステップアップすることを可能とする新たな雇用の枠組みを創設し、一定の勤務実績のあるオフィスサポーターを対象に採用選考を実施したところであり、合格者は今年度より常勤職員として、事務等の補助の業務に従事しております。障害者の雇用に当たっては、受入れ職場の職員が障害特性や必要な配慮について理解を深めるよう、職員研修を実施するとともに、各職場の取組をまとめた事例集の作成・周知を行うなど、誰もが働きやすい環境整備に努めています。＜所管部課名＞総務局人事局人事課  
1. 令和5年度修正した要望／都立病院では、障害者の合併症医療や歯科医療等を「行政的医療」と位置付け、高度な総合診療基盤を活かし、一般の医療機関では対応困難な障害者合併症医療を提供しています。中でも、小児総合医療センターでは、人工呼吸器等の使用や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児を地域で支える体制を構築するため、子ども在宅医療東京トータルサポート事業を実施しております。また、こうした診療を行うにあたり、医療従事者が、障害者の方々の個々の症状を踏まえた対応ができるよう、これまでも、専門知識の習得や技術の向上などに努めているほか、各科の症例検討会など様々な機会を通じて、各種障害の理解を深めるための取組を行っています。今後も、引き続き、障害児を地域で支える体制づくりに取り組んでまいります。＜所管部課名＞病院経営本部経営企画部総務課

## 【病弱特別支援学校】

令和4年度要望に対する東京都の回答

### 教育庁

教育庁

#### 1. 病気を持つ子供たちのきょうだい児への支援をお願いします。

1. 令和5年度新たな要望

家族の中に病気を持つ子供がいる場合、そのきょうだい児には、いろいろな意味でかなりの負担がかかります。家族の大人（主に両親）は、常に病気の子供に向けられ、きょうだい児は放置状態が続くこともあります。入院期間中は特に、15歳以下のきょうだい児は病室にも入れず、病院へお見舞いに行っても、病棟の入り口で待たされるだけになります。

最近では、「ヤングケアラー」という言葉が注目されていますが、病気の子供が退院すると、今度はきょうだい児がその「ヤングケアラー」になる場合もあるようです。

病気または障害のある子供のきょうだい児に、どのような問題が存在しているのか、広く調査を行い、ケアとサポートのために必要なことは何かを、明確にさせていただくことを要望します。

#### 2. 退院後の子供たちに対する、フォローアップ体制の充実をお願いします。

2. 令和5年度新たな要望

近年の小児医療の発展は目覚ましく、特に、小児がんの領域においては、患児の約80%が完治または寛解の状態を維持して、地域社会に戻っていくようになりました。

入院中は、治療計画に沿って治療を進めていけば、いずれゴールが見えてきます。医師・看護師・保育士・ソーシャルワーカー・院内学級の教員など、病棟内で支えてくれる人たちも大勢います。ですが、退院したとたんに、これらの支援の輪からはずれてしまい、親子で迷子になるような、道案内のないまま道なき道を進むような、大変に苦しい状況に追い込まれることがあります。例えば、復学が上手くいかず、不登校に陥ってしまうという話を、保護者間ではよく聞きます。そういった状況に陥った場合、どこに相談すれば良いのか？ 退院後、経過観察で病院に定期的に通院はしますが、病院で不登校の相談をしても、なかなか有効なアドバイスはもらえません。長期入院を経て学校に戻った子供たちが、どんなことに困難を感じているのか、また、その困難を解消するためには何が必要なのか、もっと、病院・学校が連携してフォローできる体制を整えていただくことを希望します。

また、小・中学校や高等部職業学科等を設置する特別支援学校では、スクールカウンセラーが配置されていると伺います。小・中学校や高校へ復帰することが想定される病弱特別支援学校には、教育と医療、両方に知見のある専門職「公認心理師」をぜひ配置していただき、地域の学校に復帰後も、復帰先の学校と継続的に連携できる権限を与えてください。

### 3. 病弱児が健康回復を図りながら学べる、光明学園病弱教育部門 本校小・中学部・高等部の存在を、積極的に広報してください。

3. 令和5年度新たな要望

都内には、光明学園病弱教育部門の本校の教育を必要としている児童・生徒が、多数埋もれているのではないかと危惧します。なぜなら、いろいろな機会に本校のご紹介をすると、どなたも初めて知ったとの反応をされるからです。都立光明学園に「病弱教育部門」があること、小学部から高等部までの受け入れが可能であることなどを、積極的に紹介してください。

### 4. 病弱教育を受けた生徒の卒業後のロングスパンの進路・生活調査を行い、情報提供してください。

4. 令和5年度新たな要望

ここ数年は、コロナ禍の影響もあり、卒業生を迎えての懇談会等を実施する機会が減ってしまい、大変残念に思っています。病弱教育を受けた生徒たちは、学校教育を終えた後、どのような人生を送っているのか？ 就職か進学かという一般的な進路調査だけではなく、就職であれば、就業先に何か配慮を求めたか、それは実現したか、現在困っていることは何か、ひとり暮らしはしているか、通院・治療については継続できているか等、可能な限りの情報を集め、できればどこかにデータベースとして蓄積してください。

「病弱児」と一括りにしても、その状況は様々であり、進路を選択する時期には、なかなか将来が思い描けず、何をどう選択すれば良いのか途方に暮れることもあります。かつて「病弱児」と呼ばれ、「病弱教育」を受けた経験を持って大人になった人たちが、今どのような生活を送っているのか、モデルケースをできるだけ多く集めて、後輩たちの参考になるようなデータとしてまとめ、保護者や生徒たちが将来設計の参考にできるようにしてください。

## 福祉保健局

### 5. 病弱児の成人後の医療費負担軽減策を講じてください。

5. 令和5年度新たな要望

病弱児の中には、一生服薬を続けなければいけないケースが多くあります。また、通院の頻度についても、病弱でない子供に比べると、圧倒的に多くなります。病気によっては、医療費の助成が受けられるものもありますが、それも、現状では最長20歳までです（指定難病を除く）。

来年度からは、東京23区で高校生まで医療費が無償化されるとのこと、大変ありがたいことだと思っています。ですが、病弱児については、医療費の無償化期間や助成を受けられる年齢が過ぎたとたん、通院費や薬代が重くのしかかることとなります。将来の自立に不安を抱える中、通院費・薬代が経済的な負担となり、通院治療をやめてしまうケースもあるのではないかと危惧されます。加えて、病弱児においては、成人後に民間の生命保険や医療保険に加入することが、なかなか難しい場合が多いと聞きます。

通院や薬代にお金がかかる、でも、入院しても何の補償もない、このような2重3重にもわたる経済的な不安を解消するためにも、小児期に発症して成人後も続く、通院・薬代について助成が受けられるよう制度を整えてください。

本要望書の内容は、東京都特別支援学校PTA連合会のホームページでご覧  
頂くことができます。電子データの必要な皆様は、ホームページよりダウン  
ロードをしてご利用ください。

URL <http://www.rougakkou.com/toshou/>

## 令和4年度事務局校一覧

---

東京都特別支援学校PTA連合会  
東京都肢体不自由特別支援学校PTA連合会  
東京都立鹿本学園  
〒133-0044 東京都江戸川区本一色2丁目24-11  
TEL 03-3653-7355 / FAX 03-3652-3007

東京都立盲学校PTA連合会  
東京都立八王子盲学校  
〒193-0931 東京都八王子市台町3丁目19-22  
TEL 042-623-3278 / FAX 042-623-6262

東京都立ろう学校PTA連合会  
東京都立中央ろう学校  
〒168-0073 東京都杉並区下高井戸2丁目22-10  
TEL 03-5301-3034 / FAX 03-5301-3035

東京都知的障害特別支援学校PTA連合会  
東京都立田無特別支援学校  
〒188-0012 東京都西東京市南町5丁目15-5  
TEL 042-463-6262 / FAX 042-463-6139

東京都病弱虚弱特別支援学校PTA連合会  
東京都立光明学園（病弱部門）  
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-38-27  
TEL 03-3323-8421 / FAX 03-3327-8428